

議 事 日 程

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

午後 1 時 3 0 分開会

開 会

第 1 会 期 決 定

第 2 会議録署名委員の指名について

第 3 前会会議録の承認

第 4 教育長報告及び各課 2 月行事報告

第 5 議 案 上 程

第 7 号議案 議会の議決を経るべき議案について
(平成 3 0 年度一般会計補正予算第 6 号)

第 8 号議案 議会の議決を経るべき議案について
(平成 3 1 年度一般会計当初予算)

第 9 号議案 島原市学校ICT環境整備計画(案)について

第10号議案 島原市運動部活動の在り方に関する方針の一部改正について

第11号議案 島原市心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則

第12号議案 島原市学校事務共同実施連絡協議会運営要綱の一部を改正する要綱

【追加議案】

第13号議案 平成 3 1 年度島原市立小中学校教職員人事異動の内申
について

第 6 次回定例教育委員会日程について

第 7 そ の 他

(1) 報告事項

① 3 月行事予定について

(2) その他

島 原 市 教 育 委 員 会

報 告 事 項

○行事報告

○行事予定表

平成 3 1 年 2 月 2 2 日 定例会

教育委員会 3月定例会 報告事項

[2月]

(教育総務課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
1	金	H31年度第1回施政方針検討会	9:00	外港庁舎	教育長、教育次長
1	金	2月定例会教育委員会	13:30	有明庁舎1階相談室	教育委員、教育長、教育次長、各課長 議案審議及び報告事項 他
4	月	経営会議	8:30	外港庁舎	教育長、教育次長
5	火	教育総務課非常勤職員面接(継続雇用希望者)	13:30	有明庁舎1階相談室	課長、班長
6	水	H31年度第2回施政方針検討会	9:00	外港庁舎	教育長、教育次長
6	水	H30第4回長崎県都市教育長協議会(～7日)	14:00	有明文化会館	教育長、教育次長、各課長、班長、課員
6	水	H30第4回長崎県都市教育長協議会(情報交換会)	18:30	普明庵	教育長、教育次長、課長
8	金	H31年度第3回施政方針検討会	15:30	外港庁舎	教育長、教育次長
12	火	経営会議	8:30	外港庁舎	教育長、教育次長
12	火	職員採用試験(1次)合否判定会議	10:30	外港庁舎	教育長
12	火	学校事務部会との予算に関する意見交換	15:00	一小	班長、課員
13	水	第2回島原市市勢振興計画策定委員会	10:00	外港庁舎	教育次長
13	水	人事評価ヒアリング(年間評価)	13:00	教育長室	教育長、教育次長、各課長、各参事
13	水	例規審査委員会	13:30	外港庁舎	教育次長、課長
14	木	指名選定委員会	9:30	外港庁舎	教育次長
14	木	長崎新聞政経懇話会2月例会	12:00	長崎市	教育長、課長、指導主事
15	金	安全衛生委員会	11:00	本庁4階会議室	課長
15	金	定期監査講評	14:00	本庁4階会議室	教育次長、各課長
18	月	経営会議	8:30	外港庁舎	教育長、教育次長
18	月	広報編集委員会	9:00	外港庁舎	課長
18	月	H31施政方針提出にかかる局議	13:30	教育長室	教育長、教育次長、各課長、各参事
19	火	第3回島原市市勢振興計画審議会	13:30	杉谷公民館	教育次長
21	木	非常勤職員面接(校務主事)	14:00	有明庁舎1階相談室	教育次長、課長、班長、課員
22	金	まち・ひと・しごと創生推進会議	10:00	本庁4F会議室	教育次長
22	金	教育委員会3月定例会	15:00	有明文化会館2F	教育委員、教育長、教育次長、各課長 議案審議及び報告事項 他
22	金	教育文化振興事業団理事会	14:00	有明文化会館1F	
22	金	幸田町長来島歓迎懇親会	18:00	古川倉庫	教育長
23	土	職員採用試験(2次)合否判定会議	8:50	外港庁舎第2応接室	教育長
25	月	拡大経営会議	8:30	外港庁舎	教育長、教育次長、各課長
25	月	緑水会	12:00	浪花寿司	教育長
26	火	一般質問通告・答弁書作成(予定)	14:00	教育委員会事務局	教育長、教育次長、課長、課員

教育委員会 3月定例会 報告事項

[2月]

(学校教育課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
1	金	定例教育委員会	13:30	有明庁舎相談室	教育長、課長、平田
1	金	あいさつ運動	7:30	市内各所	課長、平田、中村、横田、森田、中尾
1	金	校内研究 中間指導	13:30	第三中学校	中村、中尾
2	土	島原市PTA連合会研修会	13:00	有明文化会館	平田、横田、森田、中尾
4	月	島原防災塾運営委員会	10:00	雲仙復興事務所	森田
5	火	長崎県の未来を創る「ふるさと教育」応援フォーラム	13:00	長崎県庁	平田
6	水	郡市教育長協議会	13:00	有明文化会館	教育長、課長
7	木	VDT作業従事者健康診断	13:00	中村眼科	森田
7	木	献立案作成検討委員会	14:00	有明公民館	城臺
8	金	定例校長会	9:30	杉谷公民館	教育長、課長、平田、中村、森田
8	金	IT機器の活用と管理 研修	10:00	福岡市パピヨン24ガスホール	横田
10	日	島原市校給食会二次試験面接	10:00	有明文化会館	課長
12	火	平成30年度島原・雲仙・南島原地区初任者研修実施運営委員会	14:00	千々石保健センター	教育長、横田
12	火	平成30年度島原・雲仙・南島原地区中堅教諭等資質向上研修実施運営委員会	15:00	千々石保健センター	教育長、横田
13	水	5歳児健診	13:30	島原市保健センター	横田
14	木	大学等と連携した英語教育研修会	13:00	第三中学校	課長、中村、横田
14	木	第2回島原半島中高学力向上対策検討委員会	13:30	島原高等学校	森田
15	金	島原市特別支援学級合同お別れ会	9:45	有明文化会館	教育長、森田
15	金	平成30年度中堅教諭等資質向上研修実施協議会	10:00	長崎県教育センター	課長、横田
15	金	歯科保健推進協議会	13:30	県南保健所	森田
15	金	定期監査講評	14:00	本庁会議室	課長、城臺
15	金	ALTミーティング	15:30	杉谷公民館	中村
18	月	定例教頭会	10:30	三会公民館	課長、平田、中村、横田、森田、中尾
18	月	島原市非常勤職員（学習支援員）面接	14:00	有明文化会館	中村、横田
19	火	就学相談員等研修会	10:00	長崎県教育センター	横田
19	火	平成30年度発達障害児教育支援連絡協議会	13:00	長崎県教育センター	横田
19	火	第2回生徒指導推進協議会	13:00	長崎県教育センター	中尾
19	火	VDT作業従事者健康診断	13:00	本庁	森田
20	水	教務主任会	14:00	森岳公民館	横田
20	水	学校安全総合支援事業モデル地域成果発表会	10:00	長崎県庁	中尾
20	水	第2回英語教育推進協議会	11:00	長崎県庁	中村
21	木	中学校学力向上研修会	13:00	有明公民館	中尾
21	木	養護教諭部会	14:00	杉谷公民館	森田
21	木	高野小学校校内研修指導助言	14:40	高野小学校	横田
21	木	島原市学校事務共同実施連絡協議会	15:00	有明公民館	教育長、課長、中村
22	金	地区別教育長会	10:00	有明文化会館	課長、平田、中村
22	金	定例教育委員会	13:30	有明文化会館	教育長、課長
22	金	定例記者会見	14:30	外港庁舎	平田
22	金	平成30年度3市特別支援教育連絡協議会	15:15	島原特別支援学校高等部	横田
22	金	運動部活動の在り方に関する方針説明会	19:30	森岳公民館	課長、中村、中尾
25	月	学校給食研究会	15:30	杉谷公民館	森田
26	火	NIE報告会	13:30	第三中学校	中尾
27	水	教科書システム説明会	14:00	第一小学校	平田
28	木	市中体連理事会	14:00	第二中学校	課長、中尾

島原市教育委員会 3月定例会報告事項

【平成31年2月】

社会教育課

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
1	金	朝のあいさつ運動	7:30	市内一円	課長以上、小山、稲田
4	月	社会教育担当者会	9:30	三会公民館	藤井
6~7 (水~木)		県都市教育長協議会	14:00	有明文化会館、市内視察	課長、藤井
7	木	例規審査委員会	13:30	外港庁舎	次長
7	木	社会教育委員の会	14:00	杉谷公民館	課長、藤井
8	金	第3回県下少年センター所長会	14:00	大村市	藤井
12	火	第70回梅林俳句会	12:00	森岳公民館	教育長、課長、小山、松本指導員
13	水	島原半島文化賞審査会	10:00	森岳公民館	教育長、課長、徳永
13	水	人事評価面談	13:30	有明庁舎	課長
13	水	例規審査委員会	13:30	外港庁舎	次長
14	木	島原城跡保存活用計画策定検討委員会	14:30	森岳公民館	教育長、次長、課長、徳永、宇土
14	木	安中公民館運営委員会	19:00	安中公民館	藤井、野口
15	金	平成30年度定期監査講評	14:00	本庁舎	課長
18	月	杉谷公民館運営委員会	10:00	杉谷公民館	藤井、宮崎
19	火	長崎県社会教育主事等連絡協議会理事会	10:30	長崎県庁	藤井
20	水	森岳公民館運営委員会	10:00	森岳公民館	藤井、湯田
20	水	有明公民館運営委員会	13:30	有明公民館	課長、藤井、稲田
21	木	三会公民館運営委員会	10:00	三会公民館	課長、藤井、植木
21	木	霊丘公民館運営委員会	14:00	霊丘公民館	課長、藤井、水田
22	金	白山公民館運営委員会	14:00	白山公民館	課長、藤井、大川
25	月	市少年センター補導委員会	19:30	森岳公民館	課長、藤井、入江指導監
27	水	肥前島原子ども狂言閉講式	20:00	島原文化会館	教育長、課長、徳永
※ 各地区にて高齢者学級7回（担当：野口）・女性学級9回開催（担当：松本）					

【付記事項】

2	土	島原市PTA連合会研修会	13:00	有明文化会館、有明公民館	教育長、課長、藤井
5	火	島原親善人形の会総会	19:00	第一小学校	徳永
11	月	天神講「書写展示会」表彰式	9:30	杉谷公民館	教育長、宮崎
13	水	康平忌打合せ	13:30	森岳公民館	徳永
15	金	市P連第3回常任委員会	19:00	南風楼	課長、藤井

教育委員会 3月定例会 報告事項

(スポーツ課)

[2月]

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
1	金	あいさつ運動	7:40	三中	課長
1	金	2月定例教育委員会	13:30	有明庁舎	課長
2	土	トンガ代表ヘッドコーチ視察	10:50	アリーナ・多目的広場	中島
3	日	スポーツ少年団送別バレーボール大会	9:00	有明体育館	園田
6	水	県下都市教育長協議会	14:00	有明文化会館	課長
7	木	社会教育委員会	14:00	杉谷公民館	園田
8	金	定例校長会	9:30	杉谷公民館	園田
12	火	県スポーツコミッション紺野氏来庁	11:00	有明庁舎	課長、中島
12	火	内田恵美氏との打合せ（スペイン通訳）	14:00	有明庁舎	課長、中島
13	水	平成30年度人事評価教育長面談	16:45	教育長室	課長
13	水	平成30年度長崎県スポーツ表彰・長崎県スポーツ教育長顕彰表彰式	14:00	ホテルニュー長崎	
13	水	メンタルヘルスセミナー	13:30	本庁舎	荒木
14	木	ラグビーワールドカップ2019九州開催関係都市合同会議	13:30	大分県庁	中島
15	金	定期監査講評	14:00	本庁舎	課長
15	金	第69回長崎県民体育大会第3回実行委員会	15:00	県営球場	中島
17	日	島原市スポーツ少年団ソフトボール交流大会	8:00	有明の森	園田
17	日	第42回島原市民親睦バドミントン大会	9:00	霊丘体育館	課長、荒木
17	日	県スポ推女性委員会主管研修会	9:30	シーハット大村	荒木（スポ推）
17	日	郡市対抗県下一周駅伝大会 再スタート	11:15	市役所前	市長、宮崎（秘書）、課長、荒木
18	月	施政方針教委局議	13:30	教育長室	教育長、課長
19	火	資金運用研修会	10:30	本庁舎	荒木
20	水	全国・九州大会出場選手激励会 （島原JHSソフトボールクラブ）	17:00	外港庁舎	市長、園田、荒木、代表者・選手（17名）
21	木	長崎県スポーツ少年団指導者協議会並びに事務担当者会	10:00	県営球場	園田
21	木	市スポ推総会及び表彰祝賀会	18:30	シーサイド島原	課員
22	金	3月定例教育委員会	13:30	有明文化会館	教育長、課長
22	金	「島原市運動部活動の在り方に関する方針」策定に係る説明会	19:30	森岳公民館	課長、園田
24	日	第49回島原市民親睦卓球大会	9:00	復興アリーナ	教育長、課長、荒木
25	月	平成新山島原学生駅伝監査	終日	福岡市	園田、太田
25	月	温水プールネット工事完了検査	9:00	温水プール	中島

平成31年3月行事予定表

平成31年2月22日現在

- 下線太字 教育委員出席予定
◎ 教育長出席
○ 教育次長出席
△ 関係課長出席

島原市教育委員会

日	曜	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1	金	3月議会開会・議案上程(予定)◎○△	3月議会開会・議案上程(予定)◎○△	朝のあいさつ運動 7:30 市内一円 ◎○△ 3月議会開会・議案上程(予定)◎○△	3月議会開会・議案上程(予定)◎○△ 有馬良知氏帰郷10:15大村着
2	土				有馬スポーツ賞10:00有馬武道館◎○△
3	日				
4	月	経営会議 8:30 外港庁舎◎○	定例校長会 9:30 杉谷公民館 ◎△		定例校長会 9:30 杉谷公民館 ◎△ 全国大会出場選手激励会16:30有明庁舎1階相談室◎△
5	火	3月議会一般質問(予定)◎○△			
6	水	3月議会一般質問(予定)◎○△			
7	木	3月議会一般質問(予定)◎○△	定例教頭会 10:30 杉谷公民館		
8	金				有馬良知氏帰郷15:20大村発
9	土			第37回島原半島文化賞授賞式 10:00 島原文化会館 ◎△	
10	日			初市顕彰俳句会 12:00 霊丘公民館 △	スポーツ少年団送別サッカー大会8:30人工芝グラウンド
11	月	経営会議 8:30 外港庁舎◎○ 総務委員会(予定)			
12	火	産業建設委員会(予定)			
13	水	教育厚生委員会(予定)◎○△			
14	木		市内中学校卒業式 9:30(有明中は9:20) 市長他 ◎○△	少年センター運営協議会 15:00 森岳公民館 ◎○△	
15	金	予算審査特別委員会(予定)◎○△			
16	土				
17	日	島原道路・建設促進決起集会			市民親睦ソフトボール大会8:30三会ふれあい運動広場◎ 地域高規格「島原道路」建設促進大会10:00雲仙市国見町文化会館
18	月	経営会議 8:30 外港庁舎◎○ 予算審査特別委員会◎○△(予定)			
19	火		市内小学校卒業式 9:30(第二小は9:25)(湯江小は9:20) 市長他◎○△		
20	水				
21	木	春分の日	春分の日	春分の日 肥前島原子ども狂言おさらい会 16:00 島原文化会館 ◎△	春分の日
22	金		小・中学校修了式		
23	土				
24	日				
25	月	拡大経営会議 8:30 外港庁舎◎○△	拡大経営会議 8:30 外港庁舎◎○△	拡大経営会議 8:30 外港庁舎◎○△	拡大経営会議 8:30 外港庁舎◎○△
26	火				
27	水			社会教育委員の会 14:00 有明公民館 △	
28	木				
29	金	辞令交付式◎○△	小・中学校教職員退職者辞令交付式 11:30 議会会議室 ◎○△		
30	土				
31	日				

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

第 7 号 議 案 議 会 の 議 決 を 経 る べ き 議 案 に つ い て

(平成30年度一般会計補正予算第6号)

第 8 号 議 案 議 会 の 議 決 を 経 る べ き 議 案 に つ い て

(平成31年度一般会計当初予算)

第 9 号 議 案 島 原 市 学 校 ICT 環 境 整 備 計 画 (案) に つ い て

第10号 議 案 島 原 市 運 動 部 活 動 の 在 り 方 に 関 す る 方 針 の 一 部 改 正 に つ い て

第11号 議 案 島 原 市 心 身 障 害 児 就 学 指 導 委 員 会 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

第12号 議 案 島 原 市 学 校 事 務 共 同 実 施 連 絡 協 議 会 運 営 要 綱 の 一 部 を 改 正 す る
要 綱

平成 3 1 年 2 月 2 2 日 定 例 会

第 7 号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき議案について、別紙平成 3 0 年度島原市一般会計補正予算第 6 号（教育委員会関係費）のとおり議会に提出することの承認を求める。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日 提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条、及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 1 1 号の規定により、教育委員会の承認を求めるものである。

(参考)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

(教育長に対する委任事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校・公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教育財産の取得を市長に申出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督についての一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
- (7) 教育長・課長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。
- (8) 学校・公民館及び図書館の敷地を選定すること。
- (9) 学校その他教育機関の工事の計画を策定すること。
- (10) 委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (11) **教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申出ること。**
- (12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は委嘱すること。
- (13) 校長・教頭・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 教科用図書の採択に関する基本方針を定めること。
- (15) 学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。

2 歳 入

(款)
(項)

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
							区 分	金 額		
13			国庫支出金	37 ^億 2,688 ^万 6	1,721 ^万 5	37 ^億 4,410 ^万 1				
	1		国庫負担金	31 ^億 7,987 ^万 2	1,724 ^万 4	31 ^億 9,711 ^万 6			【小学校 ブロック塀対応臨時特例交付金の概要】 ①第一小学校ブロック塀改修工事(3カ所)・・・ 693千円 ②第三小学校ブロック塀改修工事及び設計委託料 1,958千円 ③第五小学校ブロック塀改修工事(2カ所)・・・ 3,944千円 ④第三小学校正門レンガ塀改修工事・・・・・・・ 3,500千円	
		1	民生費国庫負担金	31 ^億 7,720 ^万 4	1,724 ^万 4	31 ^億 9,444 ^万 8				
	2		国庫補助金	5 ^億 3,446 ^万 3	△2 ^万 9	5 ^億 3,443 ^万 4				
		2	民生費国庫補助金	2 ^億 618 ^万 3	480 ^万 4	2 ^億 1,098 ^万 7				
		5	土木費国庫補助金	2 ^億 2,081 ^万 5	△1,428 ^万 4	2 ^億 653 ^万 1				
	6		教育費国庫補助金	2,751 ^万 8	945 ^万 1	3,696 ^万 9	1 小学校費補助金	339 ^万 6	1 ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金	
							2 中学校費補助金	605 ^万 5	1 ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金	
							【中学校 ブロック塀対応臨時特例交付金の概要】 ⑤第一中学校北側ブロック塀改修工事 1,499千円 ⑥第二中学校渡り廊下腰壁改修工事 2,192千円 ⑦第一中学校東側ブロック塀改修工事 14,300千円			
15			財産収入	2 ^億 5,854 ^万 5	1,513 ^万 2	2 ^億 7,367 ^万 7				
	1		財産運用収入	4,179 ^万 7	1,513 ^万 2	5,692 ^万 9				
		2	基金運用収入	3,821 ^万 7	1,513 ^万 2	5,334 ^万 9	1 利子及び配当金	△138 ^万 5	1 財政調整基金利子 △254 2 市債管理基金利子 △350 3 公共施設等整備基金利子 △1,142 4 地域振興基金利子 △315 5 外港地区環境整備基金利子 △3 6 教育文化振興基金利子 957 7 有明町下水道事業基金利子 △208 8 島原城整備基金利子 △70	
							【教育文化振興基金利子の概要】 ・ H30年度から基金の運用方法を、一括運用へ変更したことにより、利子収入の配分見込額が増加したことによる。 ・ 変更後利子見込額2,083,137円 - 当初予算額 1,127,000円 = 差額(今回補正額) 956,137円			

(一般会計)

(款) 15 財産収入
(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
20	1		市 債	44 ^億 3,450 ^万 0	△4 ^億 8,024 ^万 0	39 ^億 5,426 ^万 0			
			市 債	44 ^億 3,450 ^万 0	△4 ^億 8,024 ^万 0	39 ^億 5,426 ^万 0			
		3	農林水産業債	1 ^億 5,060 ^万 0	△670 ^万 0	1 ^億 4,390 ^万 0			
		4	商 工 債	2,620 ^万 0	△2,620 ^万 0	0			
		5	土 木 債	5 ^億 7,610 ^万 0	△4,260 ^万 0	5 ^億 3,350 ^万 0			
		7	教 育 債	4,310 ^万 0	110 ^万 0	4,420 ^万 0	1 中学校債	1,190 ^万 0	1 中学校施設整備事業費
							2 社会教育債	△1,710 ^万 0	1 島原城跡整備事業費
							4 小学校債	630 ^万 0	1 小学校施設整備事業費
【教育債の概要】 ・ 小中学校ブロック塀改修事業へ起債を充当するもの。 ・ 島原城跡整備事業の中止に伴い起債充当を減額するもの。									

(一般会計)

3 歳 出

(款) 10 教 育 費
(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
							特定財源	一般財源	区 分	金 額		
10	1		教 育 費	18 ^億 1,436 ^万 3	△1,349 ^万 3	18 ^億 87 ^万 0	△193 ^万 2	△1,156 ^万 1				
			教育総務費	4 ^億 8,211 ^万 5	95 ^万 7	4 ^億 8,307 ^万 2	95 ^万 7					
		2	事務局費	4 ^億 7,946 ^万 0	95 ^万 7	4 ^億 8,041 ^万 7	その他 95 ^万 7					
									25 積 立 金	95 ^万 7	1 事務局経費 教育文化振興基金積立金	957 (957)
									【教育文化振興基金積立金の概要】 ・ H30年度から基金の運用方法を、個別運用から一括運用へ変更したことにより、利子収入の配分見込額が増加したことによる。 ・ 当初予算額 1,127,000円 ・ 変更後利子見込額2,083,137円			
	2		小学校費	2 ^億 7,715 ^万 7	0	2 ^億 7,715 ^万 7	969 ^万 6	△969 ^万 6				
		3	学校整備費	7,513 ^万 6	0	7,513 ^万 6	国庫支出金 339 ^万 6 地方債 630 ^万 0	△969 ^万 6				
									【小学校費 学校整備費の概要】 ・ 歳出の補正は無い。 ・ 国のブロック塀臨時特例交付金、及び起債の予算計上に伴う財源組替によるもの。			
	3		中学校費	2 ^億 759 ^万 5	1,430 ^万 0	2 ^億 2,189 ^万 5	1,795 ^万 5	△365 ^万 5				
		3	学校整備費	7,467 ^万 0	1,430 ^万 0	8,897 ^万 0	国庫支出金 605 ^万 5 地方債 1,190 ^万 0	△365 ^万 5				
15 工事請負費									1,430 ^万 0	1 中学校施設整備費 工事請負費	14,300 (14,300)	
【中学校費 学校整備費の概要】 ・ 第一中学校運動場東側のブロック塀を撤去し、土留め擁壁及びフェンスを設置する施工方法が決定したもの。 ・ 事業費1,430万円、工事延長 L = 約120m												

(一般会計)

(款) 10 教 育 費
(項) 4 社会教育費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	4		社会教育費	3 ^億 6,308 ^万 7	△3,055 ^万 4	3 ^億 3,253 ^万 3	△3,054 ^万 0	△1 ^万 4			
		1	社会教育総務費	1 ^億 1,061 ^万 7	△3,055 ^万 4	8,006 ^万 3	国庫支出金 △1,344 ^万 0 地方債 △1,710 ^万 0	△1 ^万 4			
									13 委 託 料	△355 ^万 4	1 文化財等保存整備事業経費 △30,554
									15 工事請負費	△2,700 ^万 0	(1) 島原城跡整備事業 (△30,554) 設計業務委託料 (△3,554) 工事請負費 (△27,000)
									【島原城跡整備事業の概要】 ・ 島原城跡保存活用計画策定検討委員の指摘に基づく事業計画の変更による減額。 ・ 設計業務委託料3,554千円 → 0円 ・ 工事請負費 30,000千円 → 3,000千円		
	5		保健体育費	4 ^億 8,440 ^万 9	180 ^万 4	4 ^億 8,621 ^万 3		180 ^万 4			
		2	スポーツ振興費	2 ^億 6,959 ^万 9	180 ^万 4	2 ^億 7,140 ^万 3		180 ^万 4			
									13 委 託 料	180 ^万 4	1 体育施設管理運営経費 1,804
											(1) 有明プール施設管理運営経費 (1,804) 体育施設指定管理料 (1,804)
									【有明プール施設管理運営経費の概要】 ・ 重油の高騰により、当初予算編成時から大幅に光熱水費が増加したため、指定管理料を増額するもの。		

(一般会計)

書 明 說 費 許 明 越 操

H30年度12
月5号補正

H30年度3月
6号補正

繰越理由
・第三小学校正門階段両脇壁改修事業費 ・1/17入札不落。2/6再入札により落札したが、年度内の工期が不足し完成が見込めないため。 ・補助率1/3 + 事務費1%
・第一中学校運動場東側ブロック塀改修事業費 ・国の補正予算に伴う3月補正予算計上であり、年度内の工期が不足し完成が見込めないため。 ・補助率1/3 + 事務費1%

第 8 号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき議案について、別紙平成 3 1 年度島原市一般会計当初予算（教育委員会関係費）のとおり議会に提出することの承認を求める。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日 提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条、及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 1 1 号の規定により、教育委員会の承認を求めるものである。

(参考)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

(教育長に対する委任事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校・公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教育財産の取得を市長に申出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督についての一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
- (7) 教育長・課長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。
- (8) 学校・公民館及び図書館の敷地を選定すること。
- (9) 学校その他教育機関の工事の計画を策定すること。
- (10) 委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (11) **教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申出ること。**
- (12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は委嘱すること。
- (13) 校長・教頭・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 教科用図書の採択に関する基本方針を定めること。
- (15) 学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。

平成 3 1 年度

島原市一般会計当初予算書
(教育委員会関係費抜粋)

予算書 : P 1 ~ P 4

参 考 : P 5 (重点要望事項査定結果)

P 8 ~ P 3 3 (主要事業説明書)

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		46 ^億 7,949 ^万 6
	1 市 民 税	17 ^億 9,463 ^万 4
	2 固定資産税	20 ^億 5,353 ^万 7
	3 軽自動車税	1 ^億 6,638 ^万 6
	4 市たばこ税	3 ^億 2,767 ^万 3
	5 入 湯 税	1,818 ^万 7
	6 都市計画税	3 ^億 1,907 ^万 9
2 地方譲与税		1 ^億 5,600 ^万 0
	1 地方揮発油譲与税	4,600 ^万 0
	2 自動車重量譲与税	1 ^億 1,000 ^万 0
3 利子割交付金		500 ^万 0
	1 利子割交付金	500 ^万 0
4 配当割交付金		1,000 ^万 0
	1 配当割交付金	1,000 ^万 0
5 株式等譲渡所得割交付金		600 ^万 0
	1 株式等譲渡所得割交付金	600 ^万 0
6 地方消費税交付金		7 ^億 9,000 ^万 0
	1 地方消費税交付金	7 ^億 9,000 ^万 0
7 自動車取得税交付金		3,000 ^万 0
	1 自動車取得税交付金	3,000 ^万 0
8 地方特例交付金		800 ^万 0
	1 地方特例交付金	800 ^万 0
9 地方交付税		58 ^億 5,000 ^万 0
	1 地方交付税	58 ^億 5,000 ^万 0
10 交通安全対策特別交付金		700 ^万 0
	1 交通安全対策特別交付金	700 ^万 0
11 分担金及び負担金		1 ^億 3,673 ^万 8
	1 負 担 金	1 ^億 3,673 ^万 8
12 使用料及び手数料		3 ^億 3,470 ^万 0
	1 使 用 料	2 ^億 5,546 ^万 4
	2 手 数 料	7,923 ^万 6
13 国庫支出金		37 ^億 4,861 ^万 4
	1 国庫負担金	33 ^億 4,561 ^万 8
	2 国庫補助金	3 ^億 6,402 ^万 0
	3 委 託 金	3,897 ^万 6
14 県支出金		21 ^億 6,876 ^万 1
	1 県負担金	13 ^億 3,663 ^万 8

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		2 ^億 1,404 ^万 1
	1 議 会 費	2 ^億 1,404 ^万 1
2 総 務 費		47 ^億 2,704 ^万 0
	1 総務管理費	41 ^億 5,843 ^万 8
	2 徴 税 費	2 ^億 8,086 ^万 9
	3 戸籍住民基本台帳費	1 ^億 2,604 ^万 6
	4 選 挙 費	1 ^億 1,512 ^万 4
	5 統計調査費	1,825 ^万 1
	6 監査委員費	2,831 ^万 2
3 民 生 費		94 ^億 6,014 ^万 9
	1 社会福祉費	45 ^億 2,978 ^万 1
	2 児童福祉費	39 ^億 7,712 ^万 6
	3 生活保護費	9 ^億 5,251 ^万 2
	4 被災対策費	73 ^万 0
4 衛 生 費		18 ^億 1,375 ^万 7
	1 保健衛生費	7 ^億 4,261 ^万 6
	2 清 掃 費	10 ^億 7,114 ^万 1
5 労 働 費		1,579 ^万 8
	1 労働諸費	1,579 ^万 8
6 農林水産業費		9 ^億 9,456 ^万 5
	1 農 業 費	9 ^億 2,375 ^万 6
	2 林 業 費	1,638 ^万 6
	3 水産業費	5,442 ^万 3
7 商 工 費		5 ^億 1,360 ^万 9
	1 商 工 費	5 ^億 1,360 ^万 9
8 土 木 費		14 ^億 150 ^万 1
	1 土木管理費	1 ^億 6,229 ^万 0
	2 道路橋りょう費	2 ^億 9,588 ^万 5
	3 河 川 費	1 ^億 4,384 ^万 0
	4 港 湾 費	1 ^億 6,008 ^万 3
	5 都市計画費	4 ^億 3,432 ^万 1
	6 住 宅 費	1 ^億 1,307 ^万 0
	7 下水道費	9,201 ^万 2
9 消 防 費		6 ^億 7,797 ^万 5
	1 消 防 費	6 ^億 7,797 ^万 5
10 教 育 費		20 ^億 9,225 ^万 4
	1 教育総務費	3 ^億 2,368 ^万 2

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 小学校費	5 ^億 1,870 ^万 3
	3 中学校費	3 ^億 1,516 ^万 2
	4 社会教育費	3 ^億 8,322 ^万 7
	5 保健体育費	5 ^億 5,148 ^万 0
11 災害復旧費		9
	1 農林水産施設災害復旧費	3
	2 土木施設災害復旧費	6
12 公 債 費		18 ^億 9,230 ^万 0
	1 公 債 費	18 ^億 9,230 ^万 0
13 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
14 予 備 費		2,000 ^万 0
	1 予 備 費	2,000 ^万 0
歳 出 合 計		238 ^億 2,300 ^万 0

平成31年度一般会計当初予算重点要望事項

	要 望 項 目	予 算 要 求 額	当 初 予 算 額
1	学校教育の充実		
	(1) 小中学校学力向上対策事業（島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略）	7,825千円	5,572千円
	(2) 心の教室相談員配置事業	3,778千円	3,778千円
	(3) 不登校児童・生徒適応指導教室配置事業	2,340千円	2,340千円
	(4) 学校司書配置事業	9,928千円	9,928千円
	(5) 学習支援員配置事業	14,921千円	14,210千円
	(6) 外国語指導助手招致事業	30,758千円	30,758千円
	(7) 中学生海外訪問交流事業	4,055千円	4,055千円
	(8) 学校給食会運営経費	125,015千円	126,165千円
2	社会教育の推進		
	(1) 放課後子ども教室推進事業（島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略）	3,144千円	3,144千円
	(2) 地域おこし協力隊文化財活用事業	11,137千円	8,000千円
	(3) 島原市所蔵古文書調査事業	2,604千円	2,604千円
3	スポーツの推進		
	(1) 夢の教室公演事業（島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略）	3,840千円	2,950千円
	(2) ジュニアスポーツ振興事業	1,280千円	1,280千円
	(3) ラグビーワールドカップ公認チームキャンプ地事業	20,185千円	19,735千円
	(4) 東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプ誘致事業	10,579千円	7,136千円
4	教育施設の充実		
	(1) 学校施設設備の整備・充実		
	①小・中学校施設整備事業	115,128千円	112,500千円
	②非構造部材耐震化事業（校舎）	13,892千円	16,201千円
	③降灰防除事業（空調設備更新工事）	114,932千円	113,032千円
	④奨学金システム導入事業（島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略）	4,555千円	700千円
	⑤小・中学校ICT推進事業	45,858千円	258,231千円
	(2) 社会教育施設の整備・充実		
	①公立公民館施設維持補修事業	7,751千円	5,950千円
	②図書館施設維持補修事業	18,898千円	16,978千円
	③文化会館施設維持補修事業	34,148千円	53,500千円
	(3) スポーツ施設設備の整備・充実		
	①陸上競技場及び多目的広場オーバーシーディング工事	9,720千円	9,720千円
	②陸上競技場必要備品購入費	7,020千円	6,500千円
	③島原市宮庭球場人工芝全面張替工事	44,793千円	44,000千円
	計	668,084千円	878,967千円

平成31年度

当初予算主要事業説明書

島原城築城400年記念事業キャッチフレーズ

島原城築城400年 繋げ未来へ！



島 原 市

平成31年度当初予算主要事業一覧【予算書索引表】

『○』：新規事業、『★』：総合戦略事業

款	予算書 ページ	説明書 ページ	区分	事業名	予算額（千円）
(歳入)	17	1		保育料軽減事業（国基準からの軽減）	1億1,706万6
	17	2		すこやか子育て支援事業	1億663万6
(歳出) 2 款	55	3		豊後高田市友好親善訪問事業	181万9
	55	4		NHK公開番組誘致事業	106万1
	61	5		★ 町内会・自治会活動の支援	2,438万6
	61	6		しまばら創生・企業派遣研修事業	172万1
	65	7		★ 市有地分譲地売却促進・定住促進事業奨励金	210万0
	67	8		島原市地籍調査事業	4,329万4
	69	9		★ 地域コミュニティ推進事業	52万6
	71	10		鉄道安全輸送設備等整備事業費補助金	3,043万4
	71	11		島原市地方バス路線維持費補助金	2,759万5
	71	12		島原鉄道運営維持費補助金	1,000万0
	71	13	◎	★ コミュニティバス運行事業	3,315万8
	73	14		★ 地域おこし協力隊推進事業	1,400万0
	73	15	◎	第3次島原市男女共同参画計画策定業務	99万5
	73	16		★ しまばら結婚サポート事業	696万4
	75	17		★ 若者チャレンジ事業	1,185万0
	75	18		★ 島原ふるさと創生小西紀行プロジェクト	640万2
	75	19		★ 移住・定住促進事業（島原暮らし促進事業）	1,128万7
	77	20		★ 若者住まい支援事業	255万8
	77	21		★ 定住促進通勤支援事業	133万2
	77	22		★ 空き家バンク利用促進事業	50万0
	77	23		★ 移住促進空き家改修費補助事業	180万0
	77	24		★ 3世代ファミリー応援事業	475万0
	77	25		★ 子育て住まい支援事業	62万0
	77	26		市勢振興計画策定事業	534万5
	77	27		ふるさとしまばら寄附金事業（ふるさと納税）	3億1,733万6
	79	28		庁内業務用パソコン購入	1,166万4
	87	29		新庁舎整備事業	20億8,575万0
	91	30	◎	クレジット収納導入業務委託	81万6
	93	31		固定資産標準地鑑定業務委託	1,670万2
	107	32	◎	農林業センサス経費	389万7
3 款	117	33		重度心身障害者福祉交通機関利用助成事業	511万2
	119	34		障害者福祉医療費給付事業	1億33万3
	119	35		障害者自立支援給付事業	16億9,960万3
	123	36		生活困窮者自立支援事業	614万9
	125	37		★ ねたきり老人等介護見舞金支給事業	885万0
	125	38		★ 高齢者福祉交通機関利用助成事業	2,566万9
	125	39		★ 緊急通報システム事業	343万0
	125	40		敬老無料入浴サービス	327万0
	127	41		ねたきり高齢者等おむつ費助成事業	228万0
	133	42		★ 福祉医療費（乳幼児等）	1億1,195万7

『○』：新規事業、『★』：総合戦略事業

款	予算書 ページ	説明書 ページ	区分	事業名	予算額（千円）
3 款	133	43		ファミリーサポートセンター事業	263万8
	135	44		★ 子ども・子育て支援事業費補助金	1億7,098万9
	139	45		未熟児養育医療給付事業	391万3
	141	46		★ すこやか赤ちゃん支援事業	1,379万4
	141	47		子どものための教育・保育給付費	24億7,345万2
	141	48		児童手当給付費	7億272万0
	141	49		児童扶養手当給付費	3億3,078万5
	151	50		生活保護事業（扶助費）	8億8,757万0
4 款	161	51		予防接種事業	1億4,808万1
	163	52		救急医療対策在宅当番医制事業	561万0
	163	53		★ 小児の休日診療事業	2,277万7
	163	54		★ 長崎県病院企業団運営事業	7,439万9
	163	55		病院群輪番制病院運営事業	527万9
	163	56		歯科休日診療当番医制補助金	30万0
	163	57		★ 看護学校就学資金出資事業（看護師確保支援事業）	150万0
	163	58		島原地域小児医療研究室寄附金	530万0
	163	59		健康増進事業	1,694万2
	165	60		人間ドック・脳ドック事業	2,230万0
	167	61		検診事業	8,989万4
	167	62		介護予防事業（地域支援事業）	619万4
	169	63		歯科保健事業	225万0
	171	64		★ 母子保健事業	4,698万2
	171	65		いきいき健康ポイント事業	115万3
	173	66		★ 特定不妊治療費助成事業	195万8
	173	67		★ 不育治療費助成事業	30万3
	173	68		★ 産後ケア事業	468万2
	175	69		塵芥処理事業	8億9,578万0
	177	70	○	可燃ごみ収集運搬業務委託（有明地区）	1,126万6
	177	71		し尿処理事業	1億4,497万9
6 款	183	72		農地利用最適化交付金事業	45万6
	185	73		機構集積支援事業	76万5
	187	74		★ 新規就農者自立支援事業	200万0
	189	75		★ 雇用労力支援システム事業	686万4
	189	76		★ チャレンジ園芸1000億推進事業	814万1
	189	77		★ 新構造改善加速化支援事業	6,244万2
	189	78		★ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金	2,501万5
	189	79		産地パワーアップ事業	6,780万9
	189	80		有害鳥獣対策事業	1,616万0
	191	81		農地中間管理機構事業	524万2
	191	82		★ U I ターン農業研修支援事業	48万0
	191	83		★ 高校生新商品開発支援事業	40万0
	193	84		人・農地プラン事業	354万4

『◎』：新規事業、『★』：総合戦略事業

款	予算書 ページ	説明書 ページ	区分	事業名	予算額（千円）
6 款	195	85		★ 長崎県家畜導入事業	275万6
	195	86		★ 畜産クラスター構築事業	2億5,221万1
	195	87		★ 三会原第3地区県営畑地帯総合整備事業費負担金	3,000万0
	195	88		★ 三会原第4地区県営畑地帯総合整備事業費負担金	3,375万0
	195	89		路面下空洞化調査業務	500万0
	197	90		多面的機能支払事業費	3,718万0
	209	91		★ 水産多面的機能発揮対策事業負担金	396万0
	209	92		水産物供給基盤機能保全事業	2,420万0
7 款	215	93		★ 島原市中小企業振興利子補給補助金	701万9
	215	94		★ 商店街活性化事業（しまばら出店応援ナビ事業）	180万0
	215	95		★ 企業立地促進・雇用創出事業	1,512万1
	217	96		★ 雇用拡大支援事業	350万0
	217	97		島原半島若者定着促進協議会負担金	32万5
	217	98	◎	★ 地場産業事業拡充促進事業補助金	800万0
	217	99		★ 創業支援事業	143万9
	219	100		観光宿泊施設支援事業	1,513万5
	219	101		島原城七万石物語事業	1,500万0
	219	102		湧水城下町おもてなし事業	900万0
	219	103		★ 島原めぐり事業	1,100万0
	221	104		浜の川湧水「銀水」賑わい創出事業	875万0
	223	105	◎	島原城築城400年記念事業	150万0
	225	106		★ 特産品PR催事事業	627万9
	227	107		★ 特産品流通促進事業	264万1
8 款	231	108		★ 土木建築人材育成事業	30万0
	237	109		★ 社会資本整備総合交付金事業（無電柱化）	1,100万0
	237	110		★ 船津地区高潮対策事業	2,850万0
	237	111		★ 道路橋長寿命化（社会資本整備総合交付金事業）	6,788万3
	241	112		★ 広馬場下公有水面埋立事業	1億3,991万1
	251	113		★ 白土湖管理経費	532万6
	253	114		★ 霊南山ノ神線整備事業	1億1,816万9
	253	115		★ 親和町湊広場線整備事業	4,460万0
	253	116		★ 安徳新山線整備事業	500万0
	253	117		★ 街路整備事業費負担金【新山本町線整備事業】	5,644万0
	255	118		晴雲団地都市下水路改修事業	1,500万0
	255	119		★ 街なみ環境整備事業	250万0
	257	120	◎	★ 市営住宅整備事業	1,549万9
	259	121		耐震・安心住まいづくり支援事業	360万4
	259	122		老朽危険空き家除却支援事業	500万0
	261	123		浄化槽設置整備事業	7,777万0
9 款	265	124		消防ポンプ自動車更新事業	2,103万3
	265	125		自主防災会組織強化事業	203万1
	267	126	◎	防災情報集約システム構築事業	4,827万1

『◎』：新規事業、『★』：総合戦略事業

款	予算書 ページ	説明書 ページ	区 分	事 業 名	予算額（千円）
10 款	273	127		豊後高田市・島原市兄弟校児童会交流事業	100万0
	273	128		★ 小中学校学力向上対策事業	557万2
	273	129		外国語指導助手招致事業	3,075万8
	273	130		中学生海外訪問交流事業	405万5
	273	131		不登校児童生徒適応指導事業	234万0
	281, 289	132		学校司書配置事業	992万8
	281, 289	133		学習支援員配置事業	1,421万0
	281	134		幼児ことばの教室設置事業	94万6
	281, 291	135		小・中学校 I C T 推進事業	2億5,823万1
	283, 293	136		小・中学校就学援助事業	5,093万7
	283, 293	137		小・中学校施設整備事業	1億1,250万0
	283, 293	138		小・中学校降灰防除事業（エアコン更新）	1億1,303万2
	289	139		心の教室相談員配置事業	377万8
	297	140		姉妹都市等交流事業	156万9
	301	141		★ 地域おこし協力隊文化財活用事業	800万0
	303	142		島原市所蔵古文書調査事業	260万4
	305	143		★ 放課後子ども教室推進事業	314万4
	319, 321	144	◎	文化会館大ホール舞台施設整備工事	5,350万0
	323	145		フッ化物洗口推進事業	73万5
	325	146		平成新山 島原学生駅伝	1,792万0
	327	147		ジュニアスポーツ振興事業	128万0
	327	148		★ J F A ころのプロジェクト「夢の教室」	295万0
	327	149		東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプ誘致事業	713万6
	327	150	◎	ラグビーワールドカップ2019公認チームキャンプ地事業	1,973万5
	329	151	◎	島原市宮庭球場人工芝全面張替工事	4,400万0
	333	152		学校給食会運営経費	1億2,616万5

平成31年度特別会計・企業会計当初予算 予算書索引表

款	予算書 ページ	説明書 ページ	区 分	事 業 名	予算額（千円）
	43	153		【国保特会】特定健康診査等事業	7,555万4
	7	154		【水道事業会計】上の原浄水場・安中配水池耐震化事業	3億436万2

《総括》	(件 数)	(予 算 額)
主要事業	1 5 4 件	1 3 6 億 3 4 6 万 9 千円
うち ◎新規事業	1 2 件	2 億 4, 0 6 3 万 7 千円
うち ★総合戦略事業	6 5 件	1 6 億 9 1 3 万 5 千円
（【再掲】うち、◎新規事業かつ★総合戦略事業	3 件	5, 6 6 5 万 7 千円）

平成31年度当初予算主要事業一覧【施策別索引表】

1 市民目線に立った行財政改革の推進

『○』：新規事業、『★』：総合戦略事業

予算書 ページ	説明書 ページ	区分	事業名	予算額（千円）
61	6		しまばら創生・企業派遣研修事業	172万1
77	26		市勢振興計画策定事業	534万5
77	27		ふるさとしまばら寄附金事業（ふるさと納税）	3億1,733万6
79	28		庁内業務用パソコン購入	1,166万4
87	29		新庁舎整備事業	20億8,575万0
91	30	○	クレジット収納導入業務委託	81万6
93	31		固定資産標準地鑑定業務委託	1,670万2
107	32	○	農林業センサス経費	389万7

2 産業の振興と島原地域ブランドの確立

予算書 ページ	説明書 ページ	区分	事業名	予算額（千円）
75	18		★ 島原ふるさと創生小西紀行プロジェクト	640万2
183	72		農地利用最適化交付金事業	45万6
185	73		機構集積支援事業	76万5
187	74		★ 新規就農者自立支援事業	200万0
189	75		★ 雇用労力支援システム事業	686万4
189	76		★ チャレンジ園芸1000億推進事業	814万1
189	77		★ 新構造改善加速化支援事業	6,244万2
189	78		★ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金	2,501万5
189	79		産地パワーアップ事業	6,780万9
189	80		有害鳥獣対策事業	1,616万0
191	81		農地中間管理機構事業	524万2
191	82		★ UIターン農業研修支援事業	48万0
191	83		★ 高校生新商品開発支援事業	40万0
193	84		人・農地プラン事業	354万4
195	85		★ 長崎県家畜導入事業	275万6
195	86		★ 畜産クラスター構築事業	2億5,221万1
195	87		★ 三会原第3地区県営畑地帯総合整備事業費負担金	3,000万0
195	88		★ 三会原第4地区県営畑地帯総合整備事業費負担金	3,375万0
197	90		多面的機能支払事業費	3,718万0
209	91		★ 水産多面的機能発揮対策事業負担金	396万0
215	93		★ 島原市中小企業振興利子補給補助金	701万9
215	94		★ 商店街活性化事業（しまばら出店応援ナビ事業）	180万0
215	95		★ 企業立地促進・雇用創出事業	1,512万1
217	96		★ 雇用拡大支援事業	350万0
217	97		島原半島若者定着促進協議会負担金	32万5
217	98	○	★ 地場産業事業拡充促進事業補助金	800万0
217	99		★ 創業支援事業	143万9
225	106		★ 特産品PR催事事業	627万9
227	107		★ 特産品流通促進事業	264万1

3 歴史と文化を活かした観光都市づくりと交流人口の拡大

『○』：新規事業、『★』：総合戦略事業

予算書 ページ	説明書 ページ	区分	事業名	予算額（千円）
55	3		豊後高田市友好親善訪問事業	181万9
219	100		観光宿泊施設支援事業	1,513万5
219	101		島原城七万石物語事業	1,500万0
219	102		湧水城下町おもてなし事業	900万0
219	103		★ 島原めぐり事業	1,100万0
221	104		浜の川湧水「銀水」賑わい創出事業	875万0
223	105	○	島原城築城400年記念事業	150万0
251	113		★ 白土湖管理経費	532万6
255	119		★ 街なみ環境整備事業	250万0
257	120	○	★ 市営住宅整備事業	1,549万9
303	142		島原市所蔵古文書調査事業	260万4
319, 321	144	○	文化会館大ホール舞台施設整備工事	5,350万0
325	146		平成新山 島原学生駅伝	1,792万0

4 子育てにやさしいまちづくり

予算書 ページ	説明書 ページ	区分	事業名	予算額（千円）
17	1		保育料軽減事業（国基準からの軽減）	1億1,706万6
17	2		すこやか子育て支援事業	1億663万6
73	16		★ しまばら結婚サポート事業	696万4
77	24		★ 3世代ファミリー応援事業	475万0
77	25		★ 子育て住まい支援事業	62万0
133	42		★ 福祉医療費（乳幼児等）	1億1,195万7
133	43		ファミリーサポートセンター事業	263万8
135	44		★ 子ども・子育て支援事業費補助金	1億7,098万9
139	45		未熟児養育医療給付事業	391万3
141	46		★ すこやか赤ちゃん支援事業	1,379万4
141	47		子どものための教育・保育給付費	24億7,345万2
141	48		児童手当給付費	7億272万0
141	49		児童扶養手当給付費	3億3,078万5
161	51		予防接種事業	1億4,808万1
163	53		★ 小児の休日診療事業	2,277万7
163	58		島原地域小児医療研究室寄附金	530万0
169	63		歯科保健事業	225万0
171	64		★ 母子保健事業	4,698万2
173	66		★ 特定不妊治療費助成事業	195万8
173	67		★ 不育治療費助成事業	30万3
173	68		★ 産後ケア事業	468万2

5 高齢者や障害者などを思いやる福祉の充実

『○』：新規事業、『★』：総合戦略事業

予算書 ページ	説明書 ページ	区分	事業名	予算額（千円）
117	33		重度心身障害者福祉交通機関利用助成事業	511万2
119	34		障害者福祉医療費給付事業	1億33万3
119	35		障害者自立支援給付事業	16億9,960万3
123	36		生活困窮者自立支援事業	614万9
125	37		★ ねたきり老人等介護見舞金支給事業	885万0
125	38		★ 高齢者福祉交通機関利用助成事業	2,566万9
125	39		★ 緊急通報システム事業	343万0
125	40		敬老無料入浴サービス	327万0
127	41		ねたきり高齢者等おむつ費助成事業	228万0
151	50		生活保護事業（扶助費）	8億8,757万0
163	52		救急医療対策在宅当番医制事業	561万0
163	54		★ 長崎県病院企業団運営事業	7,439万9
163	55		病院群輪番制病院運営事業	527万9
163	56		歯科休日診療当番医制補助金	30万0
163	57		★ 看護学校就学資金出資事業（看護師確保支援事業）	150万0
163	59		健康増進事業	1,694万2
165	60		人間ドック・脳ドック事業	2,230万0
167	61		検診事業	8,989万4
167	62		介護予防事業（地域支援事業）	619万4
171	65		いきいき健康ポイント事業	115万3
43	153		【国保特会】特定健康診査等事業	7,555万4

6 島原の将来を担う子どもを育てる教育の充実

予算書 ページ	説明書 ページ	区分	事業名	予算額（千円）
273	127		豊後高田市・島原市兄弟校児童会交流事業	100万0
273	128		★ 小中学校学力向上対策事業	557万2
273	129		外国語指導助手招致事業	3,075万8
273	130		中学生海外訪問交流事業	405万5
273	131		不登校児童生徒適応指導事業	234万0
281, 289	132		学校司書配置事業	992万8
281, 289	133		学習支援員配置事業	1,421万0
281	134		幼児ことばの教室設置事業	94万6
281, 291	135		小・中学校 I C T 推進事業	2億5,823万1
283, 293	136		小・中学校就学援助事業	5,093万7
283, 293	137		小・中学校施設整備事業	1億1,250万0
283, 293	138		小・中学校降灰防除事業（エアコン更新）	1億1,303万2
289	139		心の教室相談員配置事業	377万8
297	140		姉妹都市等交流事業	156万9
301	141		★ 地域おこし協力隊文化財活用事業	800万0
305	143		★ 放課後子ども教室推進事業	314万4
323	145		フッ化物洗口推進事業	73万5
327	147		ジュニアスポーツ振興事業	128万0
327	148		★ J F A ころのプロジェクト「夢の教室」	295万0
333	152		学校給食会運営経費	1億2,616万5

7 安全で安心して暮らせる快適なまちづくり

『○』：新規事業、『★』：総合戦略事業

予算書 ページ	説明書 ページ	区 分	事 業 名	予算額（千円）
55	4		NHK公開番組誘致事業	106万1
61	5		★ 町内会・自治会活動の支援	2,438万6
65	7		★ 市有地分譲地売却促進・定住促進事業奨励金	210万0
67	8		島原市地籍調査事業	4,329万4
69	9		★ 地域コミュニティ推進事業	52万6
71	10		鉄道安全輸送設備等整備事業費補助金	3,043万4
71	11		島原市地方バス路線維持費補助金	2,759万5
71	12		島原鉄道運営維持費補助金	1,000万0
71	13	◎	★ コミュニティバス運行事業	3,315万8
73	14		★ 地域おこし協力隊推進事業	1,400万0
73	15	◎	第3次島原市男女共同参画計画策定業務	99万5
75	17		★ 若者チャレンジ事業	1,185万0
75	19		★ 移住・定住促進事業（島原暮らし促進事業）	1,128万7
77	20		★ 若者住まい支援事業	255万8
77	21		★ 定住促進通勤支援事業	133万2
77	22		★ 空き家バンク利用促進事業	50万0
77	23		★ 移住促進空き家改修費補助事業	180万0
175	69		塵芥処理事業	8億9,578万0
177	70	◎	可燃ごみ収集運搬業務委託（有明地区）	1,126万6
177	71		し尿処理事業	1億4,497万9
195	89		路面下空洞化調査業務	500万0
209	92		水産物供給基盤機能保全事業	2,420万0
231	108		★ 土木建築人材育成事業	30万0
237	109		★ 社会資本整備総合交付金事業（無電柱化）	1,100万0
237	110		★ 船津地区高潮対策事業	2,850万0
237	111		★ 道路橋長寿命化（社会資本整備総合交付金事業）	6,788万3
241	112		★ 広馬場下公有水面埋立事業	1億3,991万1
253	114		★ 霊南山ノ神線整備事業	1億1,816万9
253	115		★ 親和町湊広場線整備事業	4,460万0
253	116		★ 安徳新山線整備事業	500万0
253	117		★ 街路整備事業費負担金【新山本町線整備事業】	5,644万0
255	118		晴雲団地都市下水路改修事業	1,500万0
259	121		耐震・安心住まいづくり支援事業	360万4
259	122		老朽危険空き家除却支援事業	500万0
261	123		浄化槽設置整備事業	7,777万0
265	124		消防ポンプ自動車更新事業	2,103万3
265	125		自主防災会組織強化事業	203万1
267	126	◎	防災情報集約システム構築事業	4,827万1
327	149		東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプ誘致事業	713万6
327	150	◎	ラグビーワールドカップ2019公認チームキャンプ地事業	1,973万5
329	151	◎	島原市宮庭球場人工芝全面張替工事	4,400万0
7	154		【水道事業会計】上の原浄水場・安中配水池耐震化事業	3億436万2

事業名		【継続】 豊後高田市・島原市兄弟校児童会交流事業				
当初予算額		財 源 内 訳 (単位：千円)				
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
100万0						100万0
事業期間		平成11年度～ (単年度事業)			総事業費	
【事業目的】 豊後高田市・島原市の兄弟都市の契りを更に深め、両市小学生の活力を生む豊かな児童会交流を継続的に、21世紀の郷土を担う青少年の育成を目指します。						
【主催】 豊後高田市・豊後高田市教育委員会 島原市・島原市教育委員会						
【事業概要】 (1) 期 間 平成31年8月8日(木)～ 10日(土) 2泊3日 ※島原市立小学校登校日 8月9日(金)を中心に交流を行います。 (2) 活 動 ① 豊後高田市訪問団歓迎行事及び交流会 ② 各兄弟校・交流校児童交流 ③ 島原市内施設等見学 ④ 兄弟校交流事業50周年記念和蝋燭絵付け体験 ⑤ 兄弟校交流事業50周年記念歓迎演奏						
						
【参加者】 (1) 豊後高田市からの訪問児童 計30人 (2) PTA代表 2人 (3) 引率者 豊後高田市教育長(団長) 1人 教育委員会職員 5人 教職員(校長) 11人 (教諭・養護教諭1名を含む) 11人 計60人						
【島原市・豊後高田市兄弟校・交流校一覧】						
兄弟校	島原市	豊後高田市	交流校	大三東小学校	真玉(またま)小学校	
	第一小学校	桂陽(けいよう)小学校		大三東小学校	臼野(うすの)小学校	
	第二小学校	高田(たかだ)小学校		高野小学校	三浦(みうら)小学校	
	第三小学校	河内(かわち)小学校		湯江小学校	香々地(かかち)小学校	
	第四小学校	戴星(たいせい)学園				
	第五小学校	田染(たしぶ)小学校				
	三会小学校	草地(くさじ)小学校				
	三会小学校	呉崎(くれさき)小学校				
【成果】2年に1度互いの市を訪問することで、兄弟都市について知ることができ、それぞれの郷土の伝統、風習を知ることができています。また訪問校で全校集会に参加し兄弟校児童との交流が図られています。さらに滞在期間中は、ホームステイをすることになっており、児童同士また保護者間の交流・関係が深まっています。						
科目	10 款	1 項	2 目	目 名 称	事務局費	学校教育課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業を実施			上記事業を実施		引き続き実施予定

6. 島原の将来を担う子どもを育てる教育の充実

事業名		【継続】 小中学校学力向上対策事業				
当初予算額		財 源 内 訳 (単位：千円)				
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
557万2					557万2	
事業期間		平成26年度～			総事業費	
【事業目的】						
児童生徒の学力の検証軸として、本市独自の学力調査を実施することにより、学力の定着状況を把握・分析し、各学校における取組の充実・改善に役立てます。定着が不十分な学習内容につきましては、学習問題配信サービスを用いて補充をし、確かな学力を身に付けることを目指します。 併せて、小中学生の英語力やコミュニケーション能力の向上を目的とし、夏季休業中に外国語指導助手を活用したイングリッシュキャンプを実施します。 なお、学術面における市独自の賞を創設することにより、児童生徒の学力向上の推進・学習意欲の向上を図ります。 また、学力向上への取組について成果を上げている先進地を視察し、本市の施策の見直しをし、改善を図るとともに、講師を招聘し教職員を対象に教育講演会を実施します。 さらに、大学教授を招き、研修会や授業研究を実施し、指導力の向上を目指します。						
【事業概要】						
学力の定着状況の 把握・指導の改善		① 本市独自の学力調査の実施 ・検証軸として学力調査を設けます。 (1) 対象：小学2・3・4年生、中学1年生 教科：国語、算数（数学） 実施期間：平成30年度1学期 (2) 対象：中学校1・2年生 教科：国語、数学、英語 実施期間：平成30年度3学期				
		② 市内小中学校学習問題配信サービス (1) 対象・教科：小学1年～6年生・国語、算数、理科、社会 中学1年～3年生・国語、数学、英語				
		③ ユネスコ・ジオパーク島原市イングリッシュキャンプ ・小中学生の英語力やコミュニケーション能力の向上を目的とし、夏季休業中に外国語指導助手を活用したイングリッシュキャンプを実施します。				
児童・生徒の 学力向上の推進 ・学習意欲の向上		④ 稽古館奨励賞 (1) 対象：小6年 10名、中1・2・3年 各10名、計40名 (2) 交付基準：市・県・全国学力調査の結果による学業及び文化・ボランティア活動で優秀であり、品行方正、出席状況、生徒会活動等他の模範となる児童生徒				
		⑤ 教育講演会 ・教育実践研究家を講師に招き、教員を対象に講演会を実施。				
指導力の向上		⑥ 学力向上に向けた取組の先進地への視察 ・秋田県へ1名（指導主事）、小・中教員8名（県費）				
		⑦ 大学等と連携した指導力向上事業 ・大学教授を講師や指導助言者として招き、研修会や授業研究を実施。				
科目	10 款	1 項	2 目	目 名 称	事務局費	学校教育課
	前 年 度 ま で			今 年 度		来 年 度 以 降
事業計画	①本市独自の学力調査 小2・小3・小4・中1・中2 教科 国語・算数（数学）・英語 ②学習問題配信サービス 小学1～6年国語・算数・理科・社会 中学1～3年国語・数学・英語			①本市独自の学力調査 小2・小3・小4・中1・中2 教科 国語・算数（数学）・英語 ②学習問題配信サービス 小学1～6年国語・算数・理科・社会 中学1～3年国語・数学・英語		引き続き実施予定

事業名		【継続】 外国語指導助手招致事業				
当初予算額		財 源 内 訳 (単位：千円)				
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
3,075万8						3,075万8
事業期間		平成6年度～			総事業費	
【事業目的】 児童生徒が外国語指導助手の協力を得て、言語や文化に対する理解を深めることと、実践的コミュニケーション能力の基礎を養うことを目的としており、グローバル化した社会で「生き抜く力」を育成します。						
【事業概要】 《配置人数》 7人（全小・中学校対象） 《配置校》 一中、二中、三中、三会中、有明中、一小、大三東小 《訪問校》 二小、三小、四小、五小、三会小、三会小長貫分校、高野小、湯江小 外国語指導助手(A L T)を2人増員することで、小学1年生から中学3年生のすべての学級において、A L Tを活用した英語教育を行います。						
《活動内容》 ①授業における支援 ・教科担任のアシスタントとして授業をサポートします。 ・授業中に児童・生徒に対して、積極的に働きかけ、実践力を身に付けさせます。 ②授業内容の計画作成における連携 ・教科担任等からの要望により、指導案を共に作成し、授業での役割分担を明確にした効果的な指導につなげます。 ③教材研究 ・児童・生徒の実態に即した教材を作成します。						
【成果】 ①全小・中学校を訪問し、授業で活用しています。 活用状況（平成30年9月） 1日平均 3.8時間 ②中学校の定期テストにおけるリスニングテストで活用しています。 ③学校の掲示板上にA L Tのコーナーを設け、外国の文化の紹介等を行うことによって、児童生徒の外国語に対する興味・関心を高めるのに役立っています。						
						
科目	10 款	1 項	2 目	目名称	事務局費	学校教育課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業を実施			上記事業を実施		引き続き実施予定



6. 島原の将来を担う子どもを育てる教育の充実

当初予算書

273P

事業名		【継続】 中学生海外訪問交流事業				
当初予算額		財源内訳 (単位：千円)				
		国費	県費	地方債	その他	一般財源
405万5					231万9	173万6
事業期間		平成6年度～			総事業費	
【事業目的】 中学3年生を対象とし、夏季休業中に香港を訪問します。現地で活躍する日本企業の視察、中学生との交流活動、現地ジオパークの見学を通して、国際的視野の拡大と国際親善に努める素地を培うとともに、将来の島原市を担う心身ともにたくましい人材の育成を目指します。						
【事業概要】						
事業主体		島原市				
交流国		香港				
対象学年		市内中学校3年生				
人数		15人				
交流日数		4泊5日				
事活動内容		①キャリア教育の一環として現地で活躍する日本企業の視察及び意見交換 ②香港ジオパーク見学及び現地学生との交流・意見交換 ③香港大学学生との交流 ④香港市内見学				
【財源内訳】						
①参加者負担金		3万円×15人＝			45万0千円	
②国際交流事業補助金		(長崎県市町振興協会より)			186万9千円	
		①②合計			231万9千円	
 (訪問交流の様子)  (訪問交流の様子)						
科目	10款	1項	2目	目名称	事務局費	学校教育課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業を実施			上記事業を実施		引き続き実施予定

事業名		【継続】 不登校児童生徒適応指導事業																																																																												
当初予算額		財 源 内 訳 (単位：千円)																																																																												
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源																																																																								
234万0						234万0																																																																								
事業期間		平成8年度～			総事業費																																																																									
【事業目的】 心理的又は情緒的理由により登校できない状況にある児童生徒に対し、個別や小集団での相談・指導を行いながら、学校への復帰を目指し、集団生活に適応する力を育てます。																																																																														
【事業概要】 〔要因・背景〕 「不安など情緒的混乱」「無気力」の割合が多いと言われていましたが、いずれの理由が主であるか決めがたい複合の割合が最近多く、要因・背景の複合化や多様化の傾向があります。そういう中、上記事業目的を持って設置してある本市適応指導教室は、多様なニーズに対応できる機関の一つとしてその存在価値は大きいものになっています。																																																																														
〔対策〕 ※平成30年10月現在の状況 島原市適応指導教室 【ひまわり教室】（本市事業） ・相談員：2人 ・通 級 者：小学生2人、中学生1人 ・仮通級者：小学生0人、中学生3人																																																																														
 1週間の生活(例) <table><tr><th></th><th>月曜日</th><th>火曜日</th><th>水曜日</th><th>木曜日</th><th>金曜日</th></tr><tr><td>9:30</td><td colspan="5">通 級 時 間</td></tr><tr><td>9:40</td><td colspan="5">朝 の 活 動</td></tr><tr><td>10:00</td><td colspan="5">朝 の 会</td></tr><tr><td>10:50</td><td>ひまわり タイム</td><td colspan="4">学 習 タ イ ム</td></tr><tr><td>11:00</td><td colspan="5">休 み 時 間</td></tr><tr><td>11:50</td><td colspan="3">学習タイム</td><td>自由タイム 軽スポーツ</td><td>ひまわり タイム</td></tr><tr><td>13:00</td><td colspan="5">昼 食 ・ 昼 休 み</td></tr><tr><td>13:30</td><td colspan="5">通室報告・読書タイム</td></tr><tr><td>14:30</td><td>軽スポーツ</td><td>チャレンジ 登校</td><td>陶芸教室</td><td>ALT 茶道教室</td><td>チャレンジ 登校</td></tr><tr><td>15:30</td><td colspan="5">清掃・帰りの会</td></tr><tr><td></td><td colspan="5">帰 宅</td></tr></table>								月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	9:30	通 級 時 間					9:40	朝 の 活 動					10:00	朝 の 会					10:50	ひまわり タイム	学 習 タ イ ム				11:00	休 み 時 間					11:50	学習タイム			自由タイム 軽スポーツ	ひまわり タイム	13:00	昼 食 ・ 昼 休 み					13:30	通室報告・読書タイム					14:30	軽スポーツ	チャレンジ 登校	陶芸教室	ALT 茶道教室	チャレンジ 登校	15:30	清掃・帰りの会						帰 宅				
	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日																																																																									
9:30	通 級 時 間																																																																													
9:40	朝 の 活 動																																																																													
10:00	朝 の 会																																																																													
10:50	ひまわり タイム	学 習 タ イ ム																																																																												
11:00	休 み 時 間																																																																													
11:50	学習タイム			自由タイム 軽スポーツ	ひまわり タイム																																																																									
13:00	昼 食 ・ 昼 休 み																																																																													
13:30	通室報告・読書タイム																																																																													
14:30	軽スポーツ	チャレンジ 登校	陶芸教室	ALT 茶道教室	チャレンジ 登校																																																																									
15:30	清掃・帰りの会																																																																													
	帰 宅																																																																													
科目	10 款	1 項	2 目	目名称	事務局費	学校教育課																																																																								
事業計画	前 年 度 まで			今 年 度		来 年 度 以 降																																																																								
	上記事業を実施			上記事業を実施		引き続き実施予定																																																																								

6. 島原の将来を担う子どもを育てる教育の充実

当初予算書
281P、289P

事業名		【継続】 学校司書配置事業				
当初予算額		財 源 内 訳 (単位：千円)				
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
992万8						992万8
事業期間		平成16年度～			総事業費	
【事業目的】 読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、創造力を豊かなものにするなど、人生をより豊かに生きていくうえで欠くことができないものです。 そこで、児童・生徒や教職員に適切な情報提供を行うことができる「学校司書」を配置することで、学校図書館環境の整備を図り、児童・生徒の読書活動を推進します。						
【事業概要】 配置人数 14人（全小・中学校） 勤 務 週3日 （年間）123日程度 勤務時間 1日6時間 活動内容 ① 経営的活動 ・入室者数、貸出冊数、学習利用等の統計 ・図書ボランティアとの連携 ② 技術的活動 ・図書館資料の収集、分類、展示、修理・製本、点検及び廃棄、書架の管理 ③ 奉仕的活動 ・図書の貸出やレファレンスサービス、読みかたり、お話し会の実施 ・図書相談、学習資料の提供、広報活動 ④ 教育的活動 ・図書委員や図書館使用学級への援助 ・司書教諭や担任との連携						
【成果】 図書貸出冊数（年間1人平均）の推移 (単位：冊)						
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校		130.1	160.7	160.7	170.4	173.6
中学校		13.1	16.4	20.1	21	23.8
科目		10 款	2・3 項	2 目	目名称	教育振興費
事業計画	前年度まで			今年度		学校教育課
	上記事業を実施			上記事業を実施		来年度以降
引き続き実施予定						

事業名		【継続】 学習支援員配置事業																																																				
当初予算額		財 源 内 訳 (単位：千円)																																																				
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源																																																
1,421万0			286万3			1,134万7																																																
事業期間		平成20年度～			総事業費																																																	
【事業目的】																																																						
小・中学校において児童生徒の学力向上のために、学級担任及び教科担任等の補助として授業に入り、学習活動上のサポートを行います。																																																						
また、教育上特別の支援を必要とする障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行います。さらに、発達障害の児童生徒に対し、学習活動上のサポートを行ったりする「学習支援員」を配置し、障害等に応じた適切な教育を実施します。																																																						
【事業概要】																																																						
配置人数 20人（全小・中学校）																																																						
勤 務 週5日 年間175日																																																						
勤務時間 1日5時間																																																						
活動内容																																																						
①児童生徒の学習活動の補助																																																						
②基本的生活習慣確立のための日常生活の介助																																																						
③発達障害の児童生徒に対する学習支援																																																						
④学習活動、教室間移動等における介助																																																						
⑤児童生徒の健康・安全確保関係																																																						
⑥運動会、学習発表会、校外活動等の学校行事における介助																																																						
⑦周囲の児童生徒の理解促進																																																						
⑧支援方法等の打ち合わせ																																																						
⑨その他校長が指示する事項																																																						
【成果】（平成30年度全国学力・学習状況調査の結果から）																																																						
○小学校算数Aが5年連続で全国平均を超え、理科が全国平均を上回りました。																																																						
○中学校国語Aが全国平均を下回ったものの、その差は縮まっています。																																																						
小学校 <table><thead><tr><th>科目</th><th>島原市</th><th>長崎県</th><th>全国</th></tr></thead><tbody><tr><td>国語A</td><td>68</td><td>69</td><td>70.7</td></tr><tr><td>国語B</td><td>54</td><td>54</td><td>54.7</td></tr><tr><td>算数A</td><td>64</td><td>62</td><td>63.5</td></tr><tr><td>算数B</td><td>50</td><td>50</td><td>51.5</td></tr><tr><td>理科</td><td>62</td><td>60</td><td>60.3</td></tr></tbody></table> 中学校 <table><thead><tr><th>科目</th><th>島原市</th><th>長崎県</th><th>全国</th></tr></thead><tbody><tr><td>国語A</td><td>74</td><td>75</td><td>76.1</td></tr><tr><td>国語B</td><td>59</td><td>60</td><td>61.2</td></tr><tr><td>数学A</td><td>65</td><td>65</td><td>66.1</td></tr><tr><td>数学B</td><td>42</td><td>45</td><td>46.9</td></tr><tr><td>理科</td><td>66</td><td>66</td><td>66.1</td></tr></tbody></table>							科目	島原市	長崎県	全国	国語A	68	69	70.7	国語B	54	54	54.7	算数A	64	62	63.5	算数B	50	50	51.5	理科	62	60	60.3	科目	島原市	長崎県	全国	国語A	74	75	76.1	国語B	59	60	61.2	数学A	65	65	66.1	数学B	42	45	46.9	理科	66	66	66.1
科目	島原市	長崎県	全国																																																			
国語A	68	69	70.7																																																			
国語B	54	54	54.7																																																			
算数A	64	62	63.5																																																			
算数B	50	50	51.5																																																			
理科	62	60	60.3																																																			
科目	島原市	長崎県	全国																																																			
国語A	74	75	76.1																																																			
国語B	59	60	61.2																																																			
数学A	65	65	66.1																																																			
数学B	42	45	46.9																																																			
理科	66	66	66.1																																																			
科目	10 款	2・3 項	2 目	目 名 称	教育振興費	学校教育課																																																
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降																																																
	上記事業を実施			上記事業を実施		引き続き実施予定																																																

6. 島原の将来を担う子どもを育てる教育の充実

当初予算書
281P

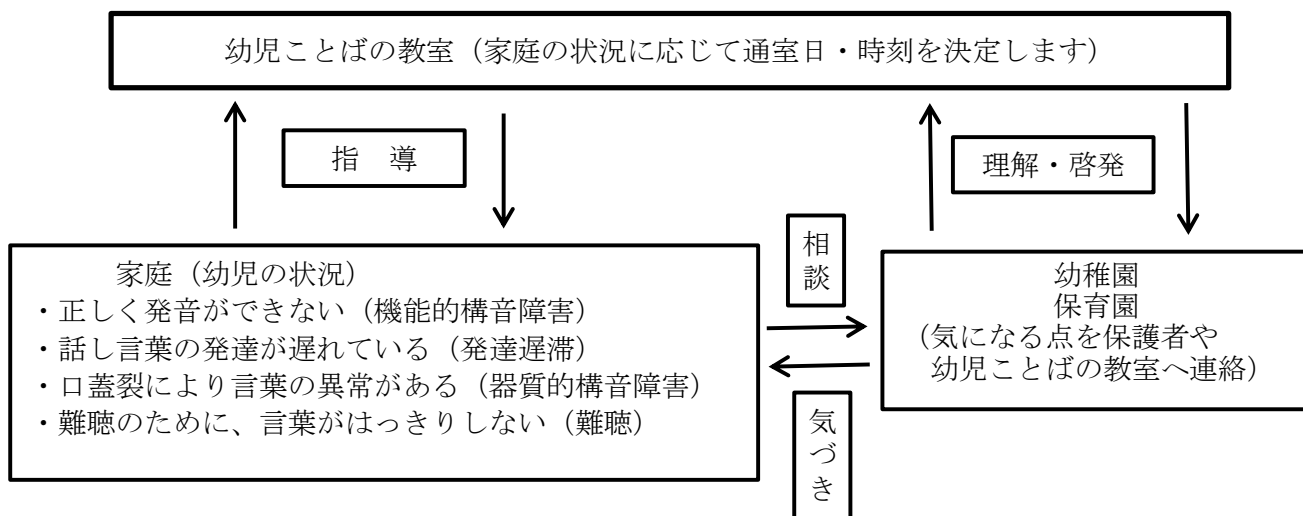
事業名	【継続】 幼児ことばの教室設置事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
94万6					94万6
事業期間	平成11年度～			総事業費	

【事業目的】

言葉に課題のある幼児に関する指導及び相談を行うことにより、課題の改善及び克服を図るとともに、心身の健やかな成長を目指します。

【事業概要】

設置場所 島原市萩が丘二丁目5688番地（第二小学校内）
 開設日時 週4日（火曜～金曜）
 勤務時間 1日4時間
 活動内容 指導員1人配置し、下図のような連携を図りながら指導・相談を行います。



【成果】

	平成28年度	平成29年度
教育相談	26件	31件
入室児	32人	24人
退室児	29人	17人

科目	10款	2項	2目	目名称	教育振興費	学校教育課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業を実施			上記事業を実施		引き続き実施予定

事業名	【継続】 小・中学校 I C T 推進事業				
	財 源 内 訳 (単位：千円)				
当初予算額	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
2億5,823万1				2億4,100万0	1,723万1
事業期間	平成28年度～ (複数年度事業)			総事業費	

【事業目的】

新学習指導要領の全面実施（小学校2020年度・中学校2021年度）に伴い、情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力と位置付けられ、小学校では文字入力など基本的な操作の習得、プログラミング的思考の育成が、中学校ではプログラミング、情報セキュリティに関する内容の充実が求められることとなります。こうした状況を踏まえ「第2期島原市教育振興計画」及び「島原市学校ICT環境整備計画」に沿って、学校ICT環境の整備充実を図ります。

平成31年度では、ハード整備として平成29年度以降3か年計画で取り組んでいる校務用パソコンの更新に併せて、教育用パソコン（教室用・パソコン室用）の更新を図ります。また、ソフト整備として地域人材の活用と育成を見据えて、教員・児童生徒への操作説明や授業支援を目的に I C T 支援員（1人）を配置します。

【事業概要】

①校務用パソコン購入費：1,296万円

(単位：台)

	H29	H30	H31	合計
小学校	30	60	70	160
中学校	20	40	30	90
計	50	100	100	250



②教育用パソコン購入費：2億4,326万8千円

※授業支援ソフト更新、既存パソコンの撤去費等含む

(単位：台)

	普通教室用	パソコン室用	計
小学校	118	354	472
中学校	49	205	254
計	167	559	726



③ I C T 支援員配置費：200万3千円

<主な業務内容>

(授業支援) 教員・児童生徒への I C T 機器の操作説明等授業の支援

(研修会) I C T 機器の操作方法や情報モラルに関する研修会の開催

(教材作成支援) 機器の効果的な活用方法を教員へ助言するなど教材作成の支援

(校務支援) 校務に使用する機器の調整・保守等の支援

科 目	10 款	2.3 項	2 目	目名称	教育振興費	教育総務課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	パソコン室用パソコン更新 (H23～H25)			上記のとおり		I C T支援員配置 デジタル教科書・電子黒板・ 統合型校務支援システム等の 導入検討
	実物投映機配備 (H28, H29) 校務用パソコン更新(H29～)					

事業名	【継続】 小・中学校就学援助事業				
当初予算額	財 源 内 訳				(単位：千円)
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
5,093万7	3万2				5,090万5
事業期間				総事業費	

【事業目的】

小学校及び中学校に在学する児童生徒の学用品費や給食費などについて、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助制度により支援を行うことで、健康で学びに専念できる環境(学校、家庭)を充実させ、将来を担う子どもたちの健全な「人づくり」を目指します。

【事業概要】

援助の内容と積算明細

区 分	費 目		単価(円)	人数	金額(千円)
小学校	(新入学品費)	1年	50,600	72	364万3
	学用品費	1年	11,520	59	68万0
		2-6年	13,770	283	389万7
	修学旅行費	6年	21,670	55	119万2
	校外活動費	5年	実 費	67	21万3
	社会科見学活動費	4年	実 費	57	13万7
	医療費		実 費	223	116万0
	学校給食費		実 費	342	1,600万6
	通学費		実 費	2	12万0
	小学校 計				2,704万8
中学校	(新入学品費)	1年	57,400	68	390万3
	学用品費	1年	22,510	60	135万1
		2-3年	24,760	130	321万9
	修学旅行費	2年	60,300	69	416万1
	校外活動費	1年	実 費	60	17万4
	医療費		実 費	124	81万3
	学校給食費		実 費	190	1,026万8
	中学校 計				2,388万9
全体 合計				5,093万7	

※修学旅行費単価については、上限額を記載

認定者数及び認定率の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認定者数	小学校	310人	316人	337人	337人
	中学校	208人	208人	192人	189人
	合計	518人	524人	529人	526人
認定率	小学校	13.3%	13.9%	14.6%	14.6%
	中学校	16.2%	16.3%	17.0%	16.7%
	合計	14.3%	14.8%	15.4%	15.3%

※認定者数及び認定率については、各年度末の数値(ただし平成30年度は、平成30年10月現在)

科 目	10 款	2・3 項	2 目	目 名 称	教育振興費	教育総務課
事業計画	前 年 度 ま で			今 年 度		来 年 度 以 降
	上記事業を実施			上記事業を実施		引き続き実施予定

6. 島原の将来を担う子どもを育てる教育の充実

事業名		【継続】 小・中学校施設整備事業																						
当初予算額		財 源 内 訳 (単位：千円)																						
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源																		
1億1,250万0				8,840万0		2,410万0																		
事業期間		継続 (複数年度事業)			総事業費																			
【事業目的】 学校施設は、将来を担う児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割を果たす極めて重要な施設であることから、修繕・工事など適切な営繕管理を行い施設の安全性と機能性の確保を図ります。																								
【事業概要】 各小中学校において現場調査のうえ、危険性・緊急性等を勘案して下記予算の範囲内で適切な営繕管理を行います。 平成31年度の主な事業内容は、市内全小中学校への防犯カメラ設置、第五小学校の屋外トイレ改修、三会小学校新校舎の屋上防水改修、第二中学校キュービクルの更新、三会中学校体育館の白蟻駆除及び床張替工事、有明中学校の浄化槽改修工事などです。																								
《修繕・工事の内訳》																								
○ 小学校																								
・ 修繕料 800万円																								
・ 工事請負費 6,700万円																								
合 計 7,500万円																								
○ 中学校																								
・ 修繕料 400万円																								
・ 工事請負費 3,350万円																								
合 計 3,750万円																								
《主な工事の概要》																								
<table><tr><th colspan="2">工事名称</th><th>工事概要</th><th>概算工事費</th></tr><tr><td rowspan="2">小学校</td><td>第五小学校 屋外トイレ改修工事</td><td>老朽化が激しく現在、男女共用となっている既存屋外トイレの改修</td><td>2,200万円</td></tr><tr><td>三会小学校 新校舎屋上防水改修工事</td><td>老朽化により雨漏りが発生している新校舎の屋上防水工事</td><td>1,400万円</td></tr><tr><td rowspan="2">中学校</td><td>第二中学校 キュービクル更新工事</td><td>耐用年数が超過しているキュービクルの更新</td><td>1,800万円</td></tr><tr><td>有明中学校 浄化槽改修工事</td><td>老朽化によりエアー漏れが発生している浄化槽エアー配管の改修</td><td>130万円</td></tr></table>							工事名称		工事概要	概算工事費	小学校	第五小学校 屋外トイレ改修工事	老朽化が激しく現在、男女共用となっている既存屋外トイレの改修	2,200万円	三会小学校 新校舎屋上防水改修工事	老朽化により雨漏りが発生している新校舎の屋上防水工事	1,400万円	中学校	第二中学校 キュービクル更新工事	耐用年数が超過しているキュービクルの更新	1,800万円	有明中学校 浄化槽改修工事	老朽化によりエアー漏れが発生している浄化槽エアー配管の改修	130万円
工事名称		工事概要	概算工事費																					
小学校	第五小学校 屋外トイレ改修工事	老朽化が激しく現在、男女共用となっている既存屋外トイレの改修	2,200万円																					
	三会小学校 新校舎屋上防水改修工事	老朽化により雨漏りが発生している新校舎の屋上防水工事	1,400万円																					
中学校	第二中学校 キュービクル更新工事	耐用年数が超過しているキュービクルの更新	1,800万円																					
	有明中学校 浄化槽改修工事	老朽化によりエアー漏れが発生している浄化槽エアー配管の改修	130万円																					
科目	10 款	2・3 項	3 目	目名称	学校整備費	教育総務課																		
事業計画	前 年 度 ま で			今 年 度		来 年 度 以 降																		
	施設整備を計画的に実施			施設整備を計画的に実施		引き続き計画的に実施																		

事業名		【継続】 小・中学校降灰防除事業（エアコン更新）				
当初予算額		財 源 内 訳（単位：千円）				
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
1億1,303万2		7,546万6		3,560万0		196万6
事業期間		平成28年度～（複数年度事業）			総事業費	
【事業目的】 猛暑による児童生徒への健康被害を踏まえ、熱中症対策として老朽化している既存空調設備の更新を図ります。 本市学校施設の空調設備は、雲仙普賢岳噴火時に設置したものがほとんどで、設置後25年以上が経過しており、老朽化により不具合が生じているものが増加しています。また、機材が古くすでに交換用の部品が製造されていないため、修理も出来ない状況となっています。こうしたことから、今後国庫補助制度を活用しながら計画的に更新を進めていく予定であり、平成31年度では下記のとおり小中学校2校の設備更新を図ります。						
【事業概要】 ・第二小学校 普通教室、特別教室等の空調機74基の更新 ・三会中学校 普通教室、特別教室等の空調機47基の更新						
【事業内訳】						
○ 第二小学校（単位：千円）						
・ 技術員賃金 40万5						
・ 技術員社会保険料 6万9						
・ 設計委託料 298万8						
・ 工事請負費 6,500万0						
合計 6,846万2						
○ 三会中学校						
・ 技術員賃金 40万5						
・ 技術員社会保険料 6万9						
・ 設計委託料 209万6						
・ 工事請負費 4,200万0						
合計 4,457万0						
【特定財源】（単位：千円）						
・ 国の交付金 7,546万6 （対象事業費の3分の2補助）						
						
						
科目	10 款	2・3 項	3 目	目名称	学校整備費	教育総務課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	【設計・工事】 第三中学校			【設計・工事】 第二小学校 三会中学校		【設計・工事】 個別施設計画に基づき、非構造部材耐震化事業と併行して実施

6. 島原の将来を担う子どもを育てる教育の充実

当初予算書

P289

事業名		【継続】 心の教室相談員配置事業				
当初予算額		財 源 内 訳 (単位：千円)				
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
377万8						377万8
事業期間		平成10年度～			総事業費	
【事業目的】 中学校において、生徒が悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることのできる第三者を生徒の身近に配置し、生徒が心のゆとりを持てるような環境を提供するため、全中学校に「心の教室相談員」を配置し、生徒や保護者の悩みや不安を聞くなどの相談活動を実施します。						
【事業概要】 《事業主体》 島原市 《事業概要》 配置人数5人（全中学校に各1人） 勤務時間 3校 週4日 1日5時間（第一・第二・有明中学校） 2校 週2日 1日4時間（第三・三会中学校） 活動内容①生徒の悩み相談や話し相手、家庭訪問等を実施し、学校における教育相談を行います。 また、生徒のみならず、保護者との関わりを含めた相談活動の実践に努めます。 不登校ぎみの生徒については、特に電話等を活用した家庭との連携を密にした相談活動を目指します。 ②地域における情報収集、地域と学校の連携及び支援を行います。 ③その他、学校の教育活動の支援を行います。						
【成果】 より多くの子どもたちの悩みに対応できたかどうかは、重要な相談員としての成果指標です。そのため、相談数を成果の目標としてあげております。 〔相談件数〕・・・582件（H30年7月末現在） 〔内 容〕・・・いじめ、不登校、友人関係、異性関係、家族問題、健康、子育て、非行、学習・進路、教師との関係等です。						
科目	10 款	3 項	2 目	目名称	教育振興費	学校教育課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業を実施			上記事業を実施		引き続き実施予定

6. 島原の将来を担う子どもを育てる教育の充実

当初予算書

297P

事業名	【継続】				
	姉妹都市等交流事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
156万9					156万9
事業期間	平成30年度～			総事業費	

【事業目的】

中学生を対象とし、夏季休業中に災害時における相互応援協定を締結した静岡県小山町を訪問します。小山町と姉妹町の岡山県勝央町、観光友好都市の京都府福知山市、災害時相互応援協定都市の茨城県北茨城市及び兵庫県三木市と一同に会して交流を深めることを目的に、富士登山をはじめ、世界文化遺産富士山を理解する機会を持ち、将来に渡る絆づくりや、心身ともにたくましい人材の育成を目指します。

【事業概要】

事業主体 島原市
 交流地 静岡県小山町
 事業主体 島原市
 対象学年 市内中学生
 人 数 10人
 交流日数 2泊3日
 事業活動内容 ①富士登山
 ②世界文化遺産富士山に係る資料館見学
 ③他県中学生との交流



科目	10 款	4 項	1 目	目名称	社会教育総務費	社会教育課
					今年度	来年度以降
事業計画	前年度まで			上記事業を実施		
	市内中学生10人が静岡県小山町を訪問し、富士登山や世界文化遺産富士山に係る資料館見学を行い、他県中学生と交流を図った。					

事業名	【継続】				
	地域おこし協力隊文化財活用事業				
当初予算額	財 源 内 訳				(単位：千円)
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
800万0					800万0
事業期間	平成30年度～平成32年度（複数年度事業）			総事業費	3,000万0

【事業目的】

地域おこし協力隊の制度を活用し、埋蔵文化財の啓発や、古文書の解説、古文書資料等の漫画化を行い、島原の歴史を広く市民へ発信し、島原の歴史に対する理解と関心を高めます。

【事業概要】

○地方自治体が、都市住民を受け入れ委嘱。地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など「地域協力活動」に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図りながら、地域の活性化に貢献します。

○古文書の解説、古文書資料の漫画化、埋蔵文化財啓発などを行う者を引き続き2人雇用します。

○総務省による支援・財政支援（特別交付税）

隊員1人につき400万円上限（＝報酬等（上限200万円）＋活動費（上限200万円））

対象経費＝隊員の「活動」に要する経費、隊員の「定住」「起業」「就農」等の支援に要する経費

自治体1団体あたり200万円上限：募集に係る経費

隊員の募集や研修、マネジメント等の面で地方自治体をサポート

○期間概ね1年以上最長3年

※3年を超える場合は特別交付税による支援は受けられないが活動継続は可能

【効 果】

島原の歴史や魅力を発信することにより、市民の郷土への愛着が育まれるとともに、観光客等の交流人口の増加が見込まれます。

本市の歴史や文化財を市民に身近に感じてもらいます。

科目	10 款	4 項	1 目	目 名 称	社会教育総務費	社会教育課
事業計画	前 年 度 まで			今 年 度		来 年 度 以 降
	古文書解説、古文書資料の漫画化、埋蔵文化財啓発などを行えるものを雇用し、各々の役割で資料や情報を収集し、事業の基礎データの蓄積を行った。			過年度に蓄積した情報を市民にわかりやすく伝えるための情報の整理と発信を行う。		過年度に蓄積した情報を市民にわかりやすく伝えるための情報の整理と発信を行う。

3. 歴史と文化を活かした観光都市づくりと交流人口の拡大

当初予算書
303P

事業名	【継続】 島原市所蔵古文書調査事業費				
当初予算額	財 源 内 訳				(単位：千円)
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
260万4	130万2	23万4			106万8
事業期間	平成30年度～平成33年度（複数年事業）			総事業費	989万5

【事業目的】

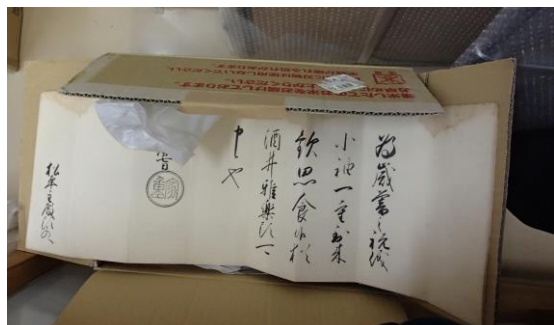
島原藩の歴史や近代島原の歴史についての調査研究を促進するため、肥前島原松平文庫所蔵の古文書のうち、主に市の内外から寄贈を受けた資料を調査・整理し、目録を作成することによって資料の内容を広く周知して研究者に広く情報提供するために、本調査を実施します。

【事業概要】

資料を、旧所蔵先をひとまとまりとして、一点ずつ調査します。調査内容は、表題付け、部分解読（内容把握、作製年代推定）、形状特定、法量・員数計測、等です。
それから調査項目をデータ入力し、目録化を行い、報告書を刊行します。

調査対象資料はおよそ8,000点を見込んでおり、平成30年度から32年度までの3ヶ年は、年間2,500点を目標に資料調査し仮目録を作成します。平成33年度は、残りの資料の調査と仮目録作成を実施し、調査報告書(目録)を刊行する予定です。

(寄贈された資料の当初の状態)



科目	10 款	4 項	1 目	目 名 称	社会教育総務費	社会教育課
					今 年 度	来 年 度 以 降
事業計画	前 年 度 ま で					
	- 調査指導委員会の設置 資料群の調査順序・方針の策定 - 資料調査開始 表題付け、部分解読（内容把握、作製年代推定）、形状特定、法量・員数計測			- 調査指導委員会の開催 - 資料調査 表題付け、部分解読（内容把握、作製年代推定）、形状特定、法量・員数計測		- 資料調査 - 調査報告書作成

事業名		【継続】 放課後子ども教室推進事業				
当初予算額		財 源 内 訳 (単位：千円)				
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
314万4			208万5			105万9
事業期間		平成20年度～			総事業費	
【事業目的】 子どもの居場所を確保し、安全で安心して子育てができる環境づくりに寄与し、自主学習習慣の育成、地域人材との交流を図るため、夏休みに全地区公民館で「スクールキッズ」を、放課後に学校の施設を利用し全小・中学校で「放課後子ども学習室」を実施します。						
【事業概要】 ○ 「スクールキッズ」…希望する小学生を集め、静かな環境で自学の習慣をつける訓練をします。夏休みの第2週の4日間の午前中 (26年度 2公民館、27年度 4公民館、28年度から 7公民館) ○ 「放課後子ども学習室」…放課後1時間に学校の余裕教室を開放し、宿題等の指導を行います。 26年度 1校(小学校)・27年度 10校(9小学校、1中学校) 28年度から 14校(9小学校、5中学校)						
【スタッフ】 ○ 「スクールキッズ」…退職校長会2人(質問部屋配置)、公募の見守指導員1人(自習部屋配置)を各公民館に配置します。 ○ 「放課後子ども学習室」…見守学習支援員を各校1人以上おきます。						
【効果】 学力向上、自主学習習慣定着、子どもの居場所づくり、少子化対策						
 						
科目	10 款	4 項	1 目	目名称	社会教育総務費	社会教育課
事業計画	前年度			今年度		来 年 度 以 降
	スクールキッズ 7 地区公民館			スクールキッズ 7 地区公民館		引き続き継続予定
	放課後子ども学習室 9 小学校、5 中学校			放課後子ども学習室 9 小学校、5 中学校		

事業名	【新規】 文化会館大ホール舞台施設整備工事				
	財 源 内 訳 (単位：千円)				
当初予算額	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
5,350万0			5,350万0		
事業期間	平成31年度 (単年度事業)			総事業費	

1 島原文化会館大ホール調光操作卓改修工事費 4,200万円

【事業目的】

導入後27年が経過し、老朽化に伴う機器の劣化で舞台演技等に支障をきたしている島原文化会館大ホールの調光操作卓の更新を図ります。

【事業概要等】

故障している機材は、現在、交換用の部品調達ができないため修理できない状況です。また、昨年には突如制御不能となる事態も発生しており設備の更新は急務となっています。

■ 主な故障内容

- ・ 液晶表示部分の液晶破損
- ・ 電流計1台の故障
- ・ 記憶基盤の破損



2 有明文化会館大ホール音響調整卓改修工事費 1,150万円

【事業目的】

導入後19年が経過し、老朽化に伴う機器の劣化で音響調整に支障をきたしている有明文化会館大ホールの音響調整卓の更新を図ります。

【事業概要等】

故障している機材は、現在、交換用の部品調達ができないため修理できない状況です。最近では、ノイズの発生頻度が増えており音響調整卓の更新は急務となっています。

■ 主な故障内容

- ・ 音量調整機能の不具合
- ・ ノイズの混入



科目	10 款	4 項	4 目	目名称	文化会館運営費	社会教育課
	前年度まで			今年度		来年度以降
事業計画	-			上記工事を実施		-

145

事業名		【継続】 平成新山 島原学生駅伝				
当初予算額		財 源 内 訳				(単位：千円)
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
1,792万0						1,792万0
事業期間		平成10年度～			総事業費	
【事業目的】 駅伝大会を島原市で開催することにより、この大会を冬の一大スポーツイベントとして定着させ、平成新山を冠する大会として、選手たちの力強い走りと、島原半島ジオパークはもとより、島原の魅力・情報を発信することで交流人口の拡大と地域の活性化に努めます。						
【事業概要】 《経緯》 平成10年度に、1市16町が協力して、「島原・雲仙学生駅伝」として第1回目を開催し、平成20年度からは、島原市1市での開催となり、島原市内一円コースを設定し、男女ともにロードレースとして開催しています。男子は平成30年度で21回を数え、女子は平成17年度から開催しており、平成30年度で14回を数えます。 《主体》 平成新山 島原学生駅伝大会 実行委員会 ①九州学生陸上競技連盟（大会・選手運営及びエントリー関係・式典催事） ②島原市（会場及びコース管理・大会運営） ③長崎陸上競技協会、島原市陸上競技協会（競技運営） ④長崎国際テレビ（報道関係・大会広報） 《期間》 開始：男子：平成10年度～ 女子：平成17年度～ 期 日：12月 第1土曜日 《内容》 ・九州学生駅伝対校選手権大会 7区間 57.80キロ（島原市内コース） ・九州学生女子駅伝対校選手権大会 5区間 22.85キロ（島原市内コース）						
 						
科目	10 款	5 項	2 目	目名称	スポーツ振興費	スポーツ課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業を実施			上記事業を実施		上記事業を実施予定

事業名	【継続】 ジュニアスポーツ振興事業				
当初予算額	財 源 内 訳				(単位：千円)
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
128万0				128万0	
事業期間	平成27年度～			総事業費	

【事業目的】

本市のジュニアスポーツの充実を図るため、トップレベルの指導者や選手がいる大学との協定に基づき、小中学生を大学に派遣し、講義や実技指導を受けることにより、児童生徒の意識の高揚を図り、さらなるスポーツの振興や競技力の向上に努めます。

【事業概要】

日本体育大学と協定を結び、相互の施設の利用や指導者の派遣などの交流事業を行います。

【例】

- ・オリンピックの意義・歴史の学習（オリ・パラ教育）
- ・近代的な施設による体験学習（意識の高揚）
- ・有名な選手や指導者からの実技学習（技術力の向上）
- ・学生との交流による社会学習（意識の高揚）
- ・専門教授の招聘事業講演（指導者向け、児童・生徒向け講演等）

- | | |
|------------|----------|
| ○リーダーシップ | ○協調性 |
| ○競技力向上 | ○スポーツの振興 |
| ○社会人基礎力の醸成 | |



科目	10 款	5 項	2 目	目 名 称	スポーツ振興費	スポーツ課
						来 年 度 以 降
事業計画	前 年 度 ま で			今 年 度		
	・小中学生を日本体育大学へ派遣し体験学習を行う。 ・指導者の招聘事業			・小中学生を日本体育大学へ派遣し体験学習を行う。 ・指導者の招聘事業		・小中学生を日本体育大学へ派遣し体験学習を行う。 ・指導者の招聘事業

事業名		【継続】 J F A ころのプロジェクト「夢の教室」				
当初予算額		財 源 内 訳 (単位：千円)				
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
295万0					295万0	
事業期間		平成26年度～			総事業費	
【事業目的】						
スポーツ選手とそのOB・OGが、夢を持つことの素晴らしさや夢に向かって努力することの大切さなどを子どもたちと語り合う「夢の教室」を開催することで、子どもの情操教育の充実を図ります。						
【事業概要】						
「夢の教室」公演事業						
主 催 島原市、公益財団法人日本サッカー協会						
対 象 島原市内全小学校第5学年						
「カリキュラムの内容」						
小学校の正規の授業2時間（90分間）を利用して行います。						
●【前半】 ゲームの時間（35分）						
体育館で、体を動かしながら、グループで一つの目的を達成するゲームや競争を通じて、目的のために協力すること、相手を思いやる心、フェアプレー精神を、実技の中で気付いてもらう時間です。						
①自己紹介（5分）						
②サブゲーム（15分）						
③メインゲーム&まとめ（15分）						
（※夢先生の専門競技をするわけではありません。）						
●【後半】 トークの時間（55分）						
夢先生の体験談をもとに、児童とともに夢について語り合う時間です。						
①夢先生の夢トーク（35分）						
②みんなの夢（15分）						
③エンディング（5分）						
 						
科目	10 款	5 項	2 目	目名称	スポーツ振興費	スポーツ課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	市内小学校第5学年 全クラス実施			市内小学校第5学年 全クラス実施		市内小学校第5学年 全クラス実施予定

事業名	【継続】 東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプ誘致事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
713万6				433万6	280万0
事業期間	平成30年度～			総事業費	

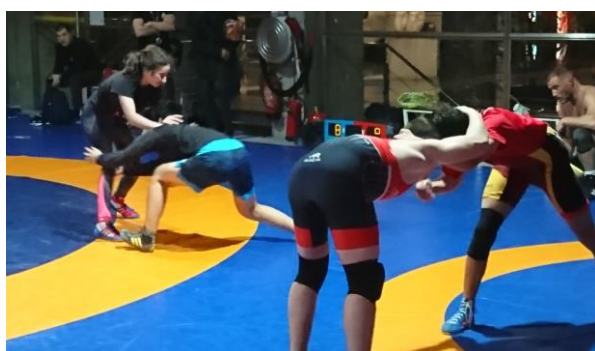
【事業目的】

東京2020オリンピック・パラリンピックにおける事前キャンプを島原市で行ってもらい、参加国等とのスポーツを通じた相互交流や地域活性化を図るために誘致活動を行います。

【事業概要】

2017年に島原市を視察したスペインレスリング連盟との交流（2018年に高校生レスリング選手を派遣しジュニア交流を実施。）や事前キャンプを検討する国の視察における対応を行います。

スペインレスリング連盟への高校生レスリング選手派遣の様子



科目	10 款	5 項	2 目	目名称	スポーツ振興費	スポーツ課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
				上記事業を実施		

事業名		【新規】ラグビーワールドカップ2019公認チームキャンプ地事業				
当初予算額		財 源 内 訳 (単位：千円)				
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
1,973万5					500万0	1,473万5
事業期間		平成31年度～			総事業費	
【事業目的】						
ラグビーワールドカップ2019大会におけるトンガ代表の公認チームキャンプ地として、トンガ代表が試合前の調整を最適な環境の中で行ってもらえるように整備します。また、トンガ対フランス戦がある熊本会場へ市民応援団を募り現地で応援を行います。						
【事業概要】						
ラグビーワールドカップ公認チームキャンプ地として練習場の整備をはじめ受け入れ態勢を整える等、トンガ代表を受け入れるにあたって組織委員会と調整しながら必要となる対応を行います。						
トレーニング機器借上料						
仮設物設置業務委託料（セキュリティフェンス、撮影台等）						
市民応援団派遣委託料						
会場警備委託料						
PRブース設置に係る消耗品代						
(1) 名 称 ラグビーワールドカップ2019(第9回大会)						
(2) 主 催 ワールドラグビー						
(3) 開催時期 2019年9月20日(金)～11月2日(土)						
(4) 試合会場 日本全国12会場						
開催都市						
札幌市						
岩手県・釜石市						
埼玉県・熊谷市						
東京都						
神奈川県・横浜市						
静岡県						
愛知県・豊田市						
大阪府・東大阪市						
神戸市						
福岡県・福岡市						
熊本県・熊本市						
大分県						
試合会場						
札幌ドーム						
釜石鶴住居復興スタジアム（仮称）						
熊谷ラグビー場						
東京スタジアム						
横浜国際総合競技場						
小笠山総合運動公園エコパスタジアム						
豊田スタジアム						
東大阪市花園ラグビー場						
神戸市御崎公園球技場						
東平尾公園博多の森球技場						
熊本県民総合運動公園陸上競技場						
大分スポーツ公園総合競技場						
(5) 参 加 国 20チーム（48試合）						
(6) 特 徴 ○アジアで初のラグビーワールドカップ						
○ラグビー伝統国以外で初の大会						
科目	10 款	5 項	2 目	目名称	スポーツ振興費	スポーツ課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
				上記事業を実施		

事業名	【新規】 島原市営庭球場人工芝全面張替工事				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				一般財源
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	
4,400万0			4,180万0		220万0
事業期間	平成31年度 (単年度事業)			総事業費	4,400万0

【事業目的】

小中学生から高齢者まで幅広い世代に利用されている市営庭球場については、平成16年に人工芝を設置し、これまで補修が必要な箇所は、部分補修で対応してきましたが、経年劣化が進み部分補修では補えなくなっていることから、島原市営総合運動公園庭球場の6面及び島原市営霊丘公園庭球場2面について、人工芝を全面張り替える工事を実施します。

【事業概要】

島原市営総合運動公園庭球場の6面 1,420㎡ (2コート) ×3面=4,260㎡

島原市営霊丘公園庭球場2面 2面合計 1,258㎡

旧人工芝の剥ぎ取り・下地修正・砂入り人工芝敷設を実施

総合運動公園庭球場



霊丘公園庭球場



科目	10 款	5 項	2 目	目名称	スポーツ振興費	スポーツ課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
				上記事業を実施		

事業名		【継続】 学校給食会運営経費			
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
1億2,616万5					1億2,616万5
事業期間	平成30年度～			総事業費	
【1】設立目的					
学校給食の円滑な実施と運営を図り、児童生徒の健全な心身の発達と豊かな食生活を実現するとともに、学校給食を通じた食育の推進と地産地消の推進及び、広く市民の健全な食生活の実現に寄与することを目的とします。					
平成30年4月1日設立					
基本財産 3百万円					
設立者 島原市長 古川 隆三郎					
理事定数 3人以上10人以内					
監事定数 1人以上 3人以内					
評議員定数 3人以上 7人以内					
					
(学教給食調理の様子)					
【2】受託事業					
(1) 学校給食費の徴収に関すること					
(2) 学校給食用物資の調達及び供給に関する事業					
(3) 学校給食の調理に関する事業					
(4) 学校給食用物資の安全性の確保に関する事業					
(5) 学校給食の実施上必要な講習会、研究会に関すること					
(6) 学校給食を通じた食育の推進に関する事業					
(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業					
					
(学校給食)					
【3】運営経費					
運営に要する経費は、島原市から補助金、委託料として交付します。					
(平成31年度)					
運営費補助金 1,657万3千円					
学校給食業務委託料 1億959万2千円					
(合 計) 1億2,616万5千円					
【4】職 員					
事務局 4人					
学校給食調理場 31人 (※他臨時調理員2人、代替調理員8人)					
(合 計) 35人					
科目	10款	5項	3目	目名称	学校教育課
事業計画	前年度まで			今年度	来年度以降
	上記事業を実施			上記事業を実施	引き続き実施予定

第9号議案

島原市学校 ICT 環境整備計画(案)について

第2期島原市教育振興基本計画に基づき、学校 ICT 教育機器の計画的整備を図るため、島原市学校 ICT 環境整備計画(案)の承認を求める。

平成31年2月22日 提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第1号、及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1号の規定により、教育委員会の承認を求めるものである。

(参考)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(事務の委任等)

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(1)教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

(2)教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

○島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

(教育長に対する委任事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。

(2) 学校・公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。

(3) 教育財産の取得を市長に申出ること。

(4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。

(5) 県費負担教職員のサービスの監督についての一般方針を定めること。

(6) 教育委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。

(7) 教育長・課長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。

(8) 学校・公民館及び図書館の敷地を選定すること。

(9) 学校その他教育機関の工事の計画を策定すること。

(10) 委員会規則の制定又は改廃を行うこと。

(11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申出ること。

(12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は委嘱すること。

(14) 教科用図書の採択に関する基本方針を定めること。

(15) 学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。

(16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。

第9号議案

島原市学校 I C T 環境整備計画（案）

－ 目次 －

計画策定の趣旨・目的	1
第1章 島原市における学校ICT環境の整備経過	2
第2章 県内各自治体の学校ICT環境整備状況	3
第3章 教職員に対するアンケートの調査	4
第4章 国の学校 I C T 環境の整備方針と目標水準	5
第5章 学校 I C T 環境整備における国が求める目標水準と本市の現状	6
第6章 課題等の抽出	7
第7章 今後の方向性	8
第8章 学校 I C T 機器整備スケジュール	9

平成31年2月

計画策定の趣旨・目的

平成29年3月に平成32年度から順次実施される小・中学校の新学習指導要領が公示されました。その中では、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されました。

また、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されており、文部科学省から新学習指導要領の実施を見据えた「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針について」が通知されました。

本市においても、こうした状況を踏まえ、21世紀を生きる子どもたちに求められる力を育む教育を推進するため、平成29年3月策定の第2期島原市教育振興基本計画（平成29年度～33度）の中で「島原市IT環境整備計画（仮称）」を策定してICT教育機器の計画的推進を図る旨を明記しています。

教育委員会では、学校ICT環境の整備について、学校現場の教員や事務職員、市情報担当職員など10名で構成する「ICT環境整備を検討するワーキンググループ」を立ち上げて議論を重ね、平成30年3月に提案書として報告を受けました。

本計画は、この提案書を基に来年度以降5年間（平成31年度～平成35年度）の島原市学校ICT環境の整備計画を示したものであり、今後は、本計画を基に島原市の学校ICT教育機器等の整備を進めるものとしします。

第1章 島原市における学校ICT環境の整備経過

(1) 平成20年度～平成25年度までの取組

◇平成21年度（ICT関連事業整備：国庫補助 1 / 2）

- ・教育用パソコン（教室用）小・中学校170台、・校務用パソコン（教師用）小・中学校236台
- ・デジタルテレビ計338台（各教室1台）、・電子黒板計14台（各小・中学校1台）

◇平成23年度～平成25年度（一部教育文化振興基金の活用）

- ・平成23年度：中学校パソコン教室（約200台）更新
- ・平成24年度、平成25年度：小学校パソコン教室（約360台）更新

ここまでは、他市と比較しても島原市は進んでいたが・・・

平成26年度以降

タブレットPCや電子黒板の導入についての取り組みは、他市から遅れている。

（県内各自治体のタブレットPC状況：次ページ参照）

多額の費用負担
厳しい財源不足

(2) 平成26年度～平成29年度までの取組

◇平成28年度～平成29年度（単独）

- ・実物投影機 小・中学校の普通教室各1台配備

◇平成29年度～平成31年度（教育文化振興基金の活用）

- ・校務用パソコン（教師用）250台を更新予定

平成30年度以降

第2章 県内各自治体の学校ICT環境整備状況

(平成30年1月12日現在)

市名	電子黒板	児童生徒用タブレット	デジタル教科書	ICT支援員
長崎市 (小70、中40)	普通教室 理科室	小:PC室ノートをタブレットに移行 中:モデル校のみ	小:国語、理科、社会 中:英語、理科、社会 小中:電子書籍作成ソフト	
佐世保市 (小48、中26)		小中:H28～H32 全教室に無線LAN整備後、PC室ノートを 着脱式タブレットに移行	小:学校予算で対応 中:学校予算で対応 小中:電子書籍作成ソフト	2校に1人配置 H29～H34までの6ヶ年事業 1校につき3年配置(1,2年目 業者委託、3年目 市雇用) H29:5人、H30:15人、H31:25人、H32:30人、H33:20人、H34:10人(業者委託と市雇用の合計人数)
島原市 (小10、中5)	小・中学校各校1台	H29～H30に導入方法等について検討(IT環境整備計画を策定予定)	(未定)	(未定)
諫早市 (小28、中14)	小:各校1台	(未定)	小中:学校予算対応	(未定)
大村市 (小15、中6)		小:小規模2校に50台配置し実証実験中、 中:予定なし	小:5.6年 国語、算数 中:国語、数学、英語	H28:1人 時給770円×5時間(市雇用) H29:1人 時給1,130円×6時間(市雇用)
平戸市 (小17、中9)	普通3教室に1台 ※H27導入済み	小中:H29～H32(4年)でPC室ノートをタブレットに移行	小:算数、理(3～6)、社(5～6) ※h29導入済み 中:数学、英語、理科、社会 ※h28導入済み	
松浦市 (小9、中7)	普通教室各1台、特別教室分各2台	(未定)	(未定)	H29:1人 嘱託職員:20万/月
対馬市 (小20、中13)		小中:H30～PC室ノートを着脱式タブレット移行	小:H31購入を検討 中:H32購入を検討	(未定)
壱岐市 (小18、中4)	一部に導入	(未定)	(未定)	(未定)
五島市 (小16、中11)	全校	小中:H32～H33までにICT環境ビジョン策定 ※H33までに1人1台を計画	小:学校が希望する算数2学年分 中:学校が希望する教科1学年分 ※学校によっては学校予算でも購入	H29:2人(業者委託1、市雇用1＝月額 165,987円 月の初日から末日までの分を21日分を支給)
西海市 (小14、中6)	全教室	小中:特別支援学級的全児童生徒に1台整備済み 通常学級の児童生徒に対する整備については検討中	小:国語、算数、理科、社会 中:国語、数学、理科、社会、英語	H28:1人(業者委託) H29:1人(業者委託)
雲仙市 (小20、中7)	H31年までに普通教室に1台	(未定)	H30年度予算要求中 小:国語、算数 中:英語、数学、理科	(未定)
南島原市 (小17、中8)	小:H29に学級1台 中:各校4台	(未定)	小中:指定校4校 次期教科書改訂時に検討	H28:4人(市雇用)→H29:前年度に同じ 時給1010円×5.75時間 190日

第3章 教職員に対するアンケートの調査

今回ワーキンググループで検討するにあたり市内小・中学校の全職員を対象に「教育の情報化推進に関するアンケート」を実施した。回収率87.4 %

●教育の情報化推進に関するアンケート回収率

	配布枚数	回収数	回収率%
一小	30	30	100
二小	22	20	90.9
三小	24	14	58.3
四小	17	12	70.6
五小	22	16	72.7
三会小	24	24	100
大三東小	19	19	100
高野小	13	13	100
湯江小	20	20	100
一中	24	21	87.5
二中	20	13	65
三中	20	16	80
三会中	14	14	100
有明中	25	25	100
合計	284	257	87.4

■主な意見

- ・パソコンの動作が遅い
- ・教育用も校務用も教室に常設しないと活用は難しい
- ・電子黒板の導入は無理だと思うのでデジタル教科書用のパソコンを各学年に1台ずつあると助かる
- ・PCや回線等のチェック、教材作りの支援をしてくれる人の配置
- ・ICT支援員の配置
- ・インフラ整備
- ・予算確保・拡充、修繕費用の増
- ・真に何が必要か学校の実情を知ることが必要 など

■アンケートにおける機器の優先順位結果

ICT環境（ハード）整備の優先順位						ICT環境（インフラ）整備の優先順位			ICT環境（ソフト）整備の優先順位		
校務用PC	教育用PC	タブレットPC	実物投影機	DVD	電子黒板	校内無線LAN	セキュリティが高いLAN	学校間LAN	デジタル教材	デジタル教科書	校務支援システム
1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3

第4章 国の学校 I C T 環境の整備方針と目標水準

教育の I C T 化に向けた環境整備 5 か年計画（2018～2022年度）

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的に I C T を活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校における I C T 環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育の I C T 化に向けた環境整備 5 か年計画（2018～2022年度）」を策定しました。また、このために必要な経費については、**2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じる**こととされています。

2018年度以降の学校における I C T 環境の整備方針で目標とされている水準

- 学習者用コンピュータ **3 クラスに 1 クラス分程度整備**
- 指導者用コンピュータ **授業を担当する教師 1 人 1 台**
- 大型提示装置・実物投影機 **100%整備**
各普通教室 **1** 台、特別教室用として **6** 台
（実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備）
- 超高速インターネット及び無線 LAN **100%整備**
- 統合型校務支援システム **100%整備**
- I C T 支援員 **4 校に 1 人配置**
- 上記のほか、学習用ツール^(※)、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備
（※）ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通に必要なソフトウェア

・1日1コマ分程度、
児童生徒が1人1台
環境で学習できる環
境の実現



第5章 学校ICT環境整備における国が求める目標水準と本市の現状

	国が求める目標水準	達成度	本市の現状	導入時期	財源	目標を達成の要件等
教育用(学習者用) パソコン	954台 3クラスに1クラス分程度 (3.6人/台)	△	735台 5クラスに1クラス分程度 (4.8人/台)	※H25 Windows7へ アップグレード ※H32,1 Windows7の サポート終了		約220台増設
教室用			172台(普通教室各1台)	H21導入	国庫補助 1/2	
パソコン教室用			563台(小中学校13校に各41・ 高野小25・長貴分校5)	H23更新 中学校 H24.25更新 小学校	一部基金 活用	
校務用(指導者用) パソコン	250台 授業を担当教師1人に1台 (小学 約160台・中学 約90台)	○	332台 授業担当教師用250台+校長、養 護教諭、事務職員等82台	H21導入 ※H25 Windows7へ アップグレード ※H32,1 Windows7の サポート終了	国庫補助 1/2	達成予定 H29～H31の3年間で 250台更新予定
大型提示装置 実物投影機	100%整備 (普通教室各1台・特別教室用6台)	△	・電子黒板 14台(各校1台) ・実物投影機 約160台 (全普通教室+特別教室の一部) ・デジタルTV 340台 (全普通教室+全特別教室)	H21導入 電子黒板、デ ジタルTV H28.29 実物投影機46 台導入し、普通教室全室 への配備完了	電子黒板 デジタル TV 国庫補助 1/2	・電子黒板の増設 ・実物投影機の特別教 室への増設
超高速インターネット 無線LAN	100%整備	×	未整備			新たな整備が必要
統合型校務新システム	100%整備	?	導入検討中 (H31年度導入予定: 県・長崎 市・長与町・小値賀町)	年間所要額 約550万円 (3万円×15校×12か月)		現在、県の校務支援シ ステム無償借用中
ICT支援員	4校に1人配置	×	未整備			新たな整備が必要

第6章 課題等の抽出

- (1) 非常に厳しい島原市の財源問題
 - ①文科省が示している学校教育のICT環境を整備するには、多額の費用を要する
(後述：導入スケジュールにて試算)
 - ②一定の交付税措置はあるが、補助金や基金等の特定財源を併用しなければ推進は難しい
- (2) 機器 (OS)の問題
 - ①パソコンのOS (Windows 7) 及びサーバのOS (2008) は平成32年1月14日で4延長サポート終了
(既存1,000台はほとんど)
 - ②機器選定における教育委員会と学校との情報共有 (何が必要なのか)
- (3) 計画的な推進
 - ①教育委員会も学校現場も教育の情報化によりどのような学校教育を展開したいのかビジョン・目的を明確化
 - ②教育委員会、学校ともの推進体制の確立
 - ③ICT機器を利用・活用するうえで教職員の研修及びリーダー的人材の育成
 - ④機器を導入するうえでの成果指標の作成、検証



これらを踏まえた機器導入スケジュールの検討

第7章 今後の方向性

- ◇優先順位をつけた計画的な機器導入スケジュール（案）の作成
- ◇教育情報化推進のビジョンやコンセプトを「島原市IT環境整備計画（仮称）」の中で明確し推進
- ◇財政負担（費用対効果）を勘案した推進

タブレットPCや電子黒板の積極的な導入の要望はあっていない



第8章 学校ICT機器整備スケジュール

項目／年度		具体的内容	H31	H32	H33	H34	H35	優先順位 (WG)	優先順位 (アンケート)
校務用端末		ノートパソコン 教職員1人1台	H29～H31で250台更新 ノート型PC 100台 12,960千円					整備必須	1
教育用端末 ※1	教室用パソコン	タブレット機能付 ノートパソコン	全教室 167台 44,118千円					整備必須	2
	パソコン教室	タブレット機能付 ノートパソコン	パソコン教室 15室 559台 196,778千円					整備必須	3
大型提示装置		実物投影機 デジタルテレビ 電子黒板	実物投影機・デジタルテレビ 各教室に1台 電子黒板 各学校1台	電子黒板は状況を見ながら増台を検討				望ましい	4
ネットワーク	校内無線LAN	校舎内、体育館等	パソコン教室、全普通教室への ルータ設置で一定カバー					整備必須	1
	ネットワーク機器 (サーバ類)	各校2台（職員室、 パソコン教室）	サーバー 各校2台×15校 合計 30台					整備必須	—
	学校間LAN	学校間を結ぶネット ワーク	費用対効果を勘案し、見送り (センター方式は見送り)					望ましい	2
デジタル教材	デジタル教科書※2	教師用 児童・生徒用		小学校 10校 11,490千円	中学校 5校 3,330千円			望ましい	1
校務支援システム ※3		県下統一システム		先行導入自治体の効果や活用状況を見ながら今後検討				望ましい	2
ICT支援員			委員会事務局に1人配置	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	望ましい	
				市内10小学校へ出向いて活動・状況見ながら増員検討				望ましい	

※1 端末導入費用には、ネットワーク関係費用やソフト類の導入経費を含む。

※2 デジタル教科書は、次回教科書改定時で、H32小学校、H33中学校で購入を想定。（東京書籍のデジタル教科書により試算）

小学校：370千円（6学年）×9校×3教科（国語・算数・社会）＋（152千円（2学年）×1校（長貫）×3教科×1.1%（消費税）

中学校：200千円（3学年分）×5校×3教科（国語・算数・英語）×1.1%（消費税）

※3 校務支援システムは、県下統一システムを島原市が導入した場合で試算

第 10 号議案

島原市運動部活動の在り方に関する方針の一部改正について

島原市運動部活動の在り方に関する方針について、別紙のとおり一部改正することについて議決を求める。

平成 31 年 2 月 22 日 提出

島原市教育委員会
教育長 森 本 和 孝

提案理由

30 教体第 405 号 平成 31 年 1 月 23 日付けによる「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」における「学校単位で参加する大会などの見直し」について（通知）に基づき、平成 30 年 11 月 29 日に策定した島原市運動部活動の在り方に関する方針を一部改正しようとするものである。

島原市運動部活動の在り方に関する方針の一部改正について（案）新旧対照表

改 正 案	現 行	解 説 及 び 資 料
6 学校単位で参加する大会等の見直し イ ・ 中学校体育連盟が主催・共催する大会を除き、<u>その他の大会等への参加</u>については、<u>年間 7 回程度を上限</u>とする。	6 学校単位で参加する大会等の見直し イ ・ 中学校体育連盟が主催する大会を除き、<u>県大会及び地区大会規模の大会</u>については、<u>年 1 2 回を超えない程度の参加を目安</u>とする。	

30 教体第 405 号
平成 31 年 1 月 23 日

各市町教育委員会教育長 様

長崎県教育庁体育保健課長
(公印省略)

「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」における
「学校単位で参加する大会等の見直し」について（通知）

日頃から、本県体育スポーツの振興・発展に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、本県では、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態等に応じて、運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう、平成 30 年 10 月 11 日付け 30 教体第 322 号により、標記ガイドラインを通知いたしました。

この度、本ガイドラインに則り、週末等開催される様々な大会・試合に参加することが生徒や運動部顧問の過度な負担とならないことを考慮し、「学校単位で参加する大会等の見直し」について、長崎県高等学校体育連盟、長崎県高等学校野球連盟、長崎県中学校体育連盟、長崎県体育協会及び長崎県教育委員会により協議を行い、下記のとおり各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定めました。

貴教育委員会におかれましては、「設置する学校に係る運動部活動の方針」策定の際の参考とし、今後、郡市中体連等関係団体と連携して、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定め、所管の学校に周知くださるようお願いいたします。

また、練習試合や合宿についても、生徒や運動部顧問の負担とならないよう確認及び適宜指導を併せてお願いいたします。

記

〔中学校〕

○中学校体育連盟が主催・共催する大会への参加を基準とする。

・中学校体育連盟 2 回（中総体・新人大会）

○その他の大会については、年間 7 回程度を上限とし、参加する大会等を精査すること。

〔高等学校〕

○高等学校体育連盟または高等学校野球連盟が主催・共催する大会への参加を基準とする。

・高等学校体育連盟 4 回（高総体・新人大会・選手権大会・選抜大会）

・高等学校野球連盟 4 回（NHK 杯・全国大会予選・九州大会予選〔春、秋〕）

○その他の大会への参加については、異なる大会への参加が連続週にわたることがないように精査すること。

【問い合わせ先】
長崎県教育庁体育保健課 学校体育班
担当：佐藤・木場
【TEL】 095-894-3393
【FAX】 095-894-3478
【Mail】 n-sato@pref.nagasaki.lg.jp

島原市運動部活動の在り方に関する方針

平成 30 年 11 月 29 日

島原市教育委員会

目 次

■はじめに	・・・	1
1 運動部活動の方針策定の趣旨等	・・・	2
2 適切な運営のための体制整備	・・・	3
(1) 学校の運動部活動に係る活動方針の策定等		
(2) 指導・運営に係る体制の構築		
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	・・・	5
(1) 適切な指導の実施		
4 適切な休養日及び活動時間等の設定	・・・	6
(1) 休養日		
(2) 活動時間		
(3) 支援・指導、実施の徹底等		
5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	・・・	7
(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置		
(2) 地域との連携等		
6 学校単位で参加する大会等の見直し	・・・	8
■終わりに	・・・	9

■はじめに

学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、学校教育活動の一環として行われ、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育てるなど、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきた。

また、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることができ、生徒の多様な学びの場として、その教育的意義は大きいものがある。

本市では、噴火災害復興の体験から学んだ「生命・きずな・感謝の心」の精神を引き継ぎ、郷土に誇りを持ち、国を愛する心を育てるとともに、心豊かでたくましく生きる子どもたちの育成を図るため、健やかな体を育成する学校体育を推進している。

本市の中学生は、運動部活動に積極的に取り組む生徒が多く、中学校総合体育大会等の様々な場面で活躍する姿は、多くの市民に感動をあたえてきた。

運動部活動においては、子供たちが仲間と協力して日々の練習に励み、成果を上げるために目標に向かって努力を重ねる貴重な学びの場であり、中学生の健全な育成や心身の発達に大きな役割を果たしている。

しかしながら、近年、少子化による部員数の減少、専門的な指導力をもった指導者の減少、生徒のニーズや保護者の要望への対応など、運動部活動を取り巻く環境も著しく変化している。また、スポーツ科学の観点からも短時間で効率的・効果的な活動が求められている。

これらのことから、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするために、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

島原市教育委員会では、持続可能な運動部活動が生徒の発達段階に応じて適切に実施されるよう、「島原市運動部活動の在り方に関する方針」を策定した。

1 運動部活動の方針策定の趣旨等

(1) 「島原市運動部活動の在り方に関する方針」(以下、「本方針」という。)は、島原市立中学校(以下「中学校」という。)の運動部活動を対象とし、中学生にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、本市の地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

ア 「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や、生徒の発育・発達の過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、競技や種目の特性を踏まえつつ、運動部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。

イ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

ウ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

エ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

(2) 島原市教育委員会は、国のガイドラインに則り、「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」を参考として、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

(3) 島原市教育委員会は、設置する中学校に対して、本方針に基づく運動部活動改革の取組状況について、指導・助言を行う。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 学校の運動部活動に係る活動方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

イ 校長は、「学校の運動部活動に係る活動方針」及び各運動部活動の「活動計画」等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

エ 校長及び運動部顧問は、生徒及び保護者に対して「活動方針」「年間の活動計画」等について周知する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、外部指導者の配置状況、指導内容の充実、生徒の安全の確保、学校や地域の実態を踏まえ、円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ 島原市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、外部指導者の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の任用と学校への配置について検討する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、外部指導者の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 島原市教育委員会は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上、並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

その際、学校全体でスポーツ医・科学的な根拠に基づく指導方針に則って指導が行えるよう、運動部活動に関する研修を学校代表者が受講して校内で情報を共有するなど、運動部顧問が適切な運動部活動運営に関する知識や方法の習得ができるよう配慮する。

カ 島原市教育委員会及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号、平成 30 年 4 月 16 日付け 30 教高第 20 号、平成 30 年 5 月 29 日付け 30 教義第 122 号、平成 30 年 6 月 4 日付け 30 島教学第 242 号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

島原市教育委員会は、中学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 校長及び運動部顧問は、気象庁の高温注意情報が発せられるなど生徒の熱中症事故防止等に特段の配慮が必要な場合は、学校に設置してある熱中症計を活用して状況を把握し、躊躇せず活動内容の変更、活動時間の短縮や時間帯の変更、活動を中止とするなど、万全の対策を行う。

また、島原市教育委員会及び校長は、高温や多湿時に、やむを得ない事情により開催される大会がある場合には、関係団体と連携し、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。なお、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

ウ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることやウォームアップやクールダウンを確実に行うこと、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。加えて、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得たり、平成26年1月に県教育委員会が作成した「運動部活動指導の手引」を活用するなど適切な指導を行う。

4 適切な休養日及び活動時間等の設定

¹運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

(1) 休養日

ア 学期中の休養日は、週当たり2日以上休養日を設ける。

平日：少なくとも1日を休養日とする。

週休日：少なくとも土曜日及び日曜日のいずれか1日を休養日とする。

その他：家庭の日（毎月第3日曜日）は部活動を実施しない日（²ノー部活動デー）と位置付ける。但し、やむを得ず、週末や家庭の日に大会参加等で活動した運動部は、翌月曜日や連休最終日を休養日とするなど、休養日を他の日に振り替え、適切に休養日を設定する。

イ 長期休業中の休養日は、学期中に準じた扱いを行う。

ウ その他

生徒が十分な休養を確保し、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(2) 活動時間

ア 1日の活動時間をできるだけ短時間にし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

平日：長くとも2時間程度

休業日：長くとも3時間程度（学期中の週末を含む）

イ 学校や地域、運動部の実情、大会参加等によって活動時間が長くなるような場合は、翌週に休養日を加えるなど、恒常化しないよう見通しを持って活動計画を立て、生徒が休養を十分にとることができるようにする。

¹ 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

（平成29年12月18日 運動部活動指導の在り方に関する総合的なガイドライン 第5回作成検討会議 参考資料1 参照）

² ノー部活動デーとは、学校で「全ての部活動が一斉に活動しない日」、休養日とは、各部が「活動をしない日」として設定した日をいう。

(3) 支援・指導、実施の徹底等

ア 島原市教育委員会は、各学校が策定する「学校の運動部活動に係る活動方針」に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 校長は、「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、本方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 校長は、休養日及び活動時間等の設定について、生徒の運動部活動に対する意欲の向上にも配慮し、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間のほか、運動部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めるなど工夫する。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、障害のある生徒等も含めて生徒の多様で潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、学校や地域の実態、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部設置を検討する。

イ 島原市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を検討する。

(2) 地域との連携等

ア 島原市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 島原市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放を推進する。

ウ 島原市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 島原市教育委員会は、関係団体と連携して、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等が開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、可能な限り大会等の統廃合等を主催者に要請する。

イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないよう、以下のことを考慮して、参加する大会・試合等を精査する。

- ・土曜日及び日曜日のいずれかに休養日が設定できるよう、原則として大会・試合等への参加が連続週にわたることがないよう考慮する。
- ・中学校体育連盟が主催・共催する大会を除き、その他の大会等への参加については、年間7回程度を上限とする。

■終わりに

- 運動部活動の指導に当たっては、「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別すること」について再認識し、県が通知した『『スポーツにおける体罰根絶宣言』について』（平成 26 年 1 月 17 日付け 25 教体第 304 号）の内容を遵守する。
- 島原市体育協会、各競技団体及びその他のスポーツ団体においては、競技の普及の観点からも、本方針を踏まえ、運動部活動やジュニア期におけるスポーツ活動が適切に行われるよう協力をお願いしたい。
- 本方針では、生徒の「スポーツ障害の予防」や「生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現」を第一に目指し、スポーツ医・科学的な見地から休養日や活動時間の基準を設定した。この基準を踏まえた活動は、生徒の発育・発達の過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上にも結びつき、本市の競技力向上にもつながるものとする。島原市教育委員会は、中学校における運動部活動が、地域や学校の実情、競技特性や競技レベル、強化指定の有無等に応じた多様な形で最適な活動となるよう、本方針の着実な実施を図る。
- なお、文化部活動においては、成長期の生徒が授業や校外活動、休養、睡眠とバランスのとれた生活を送ることを重視し、適切な休養日や活動時間など、国の指針が示されるまで、本方針に準じるものとする。

第 11 号議案

島原市中心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則

島原市中心身障害児就学指導委員会規則（昭和50年島原市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名中「心身障害児就学指導」を「教育支援」に改める。

第 1 条中「心身障害児就学指導」を「教育支援」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成 31 年 2 月 22 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

学校教育法施行令の一部改正に伴い、「就学指導委員会」について、早期からの教育相談・支援や就学先決定のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、名称を「教育支援委員会」に変更したいので、規則の一部改正を行おうとするものである。

島原市心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行	解 説 及 び 資 料
島原市<u>教育支援</u>委員会規則 （目的） 第 1 条 この規則は、島原市<u>教育支援</u>委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織及び運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	島原市<u>心身障害児就学指導</u>委員会規則 （目的） 第 1 条 この規則は、島原市<u>心身障害児就学指導</u>委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織及び運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	

○島原市心身障害児就学指導委員会規則

昭和 50 年3月 10 日教育委員会規則第1号

島原市心身障害児就学指導委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、島原市心身障害児就学指導委員会(以下「委員会」という。)の所掌事務、組織及び運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる者の心身障害の種類及び程度の判定並びに就学に関し、教育委員会の諮問に応じ、その結果を答申するものとする。

(1) 島原市小・中学校特別支援学級(知的障害・言語障害・情緒障害・学習障害・注意欠陥多動性障害等)並びに特別支援学校で教育することが必要と考えられる者

(2) 在宅心身障害児のうち、訪問指導員の派遣が必要と考えられる者

2 委員会は、前項に定める者のほか、教育委員会の指示により、次に掲げる指導業務を行うものとする。

(1) 前項に該当する児童、生徒の就学指導に関すること。

(2) 心身障害児の就学指導が円滑に行われるために必要と認められる教育相談及び特別支援教育の啓発に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員若干名をもつて組織する。

(1) 医師

(2) 社会福祉施設の職員

(3) 学識経験者

(4) 関係教育機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名をおき、委員の互選により定める。

2 委員長及び副委員長の任期は、委員の在任期間とする。

3 委員長は、委員会の会議(以下「会議」という。)を主宰し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は、委員長の欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 会議は、委員長が指名する委員をもつて構成する専門部会(以下「部会」という。)をおくことができる。

2 部会は、会議から付託された事項の調査及び審議を行う。

3 部会に部長及び副部長をおき、部会に属する委員のうちから互選により定める。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

附 則

この規則は、昭和 50 年4月1日から施行する。

附 則(平成 11 年3月5日教委規則第2号)

この規則は、平成 11 年4月1日から施行する。

附 則(平成 17 年8月 12 日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年5月 10 日教委規則第9号)

この規則は、平成 19 年4月1日から施行する。

附 則(平成 22 年3月 30 日教委規則第1号抄)

1 この規則は、平成 22 年4月1日から施行する。

附 則(平成 25 年 10 月 24 日教委規則第 21 号)

この規則は、平成 26 年1月1日から施行する。

附 則(平成 25 年 10 月 24 日教委規則第 21 号)

この規則は、平成 26 年1月1日から施行する。

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人特別支援教育総合研究所理事長
殿

文部科学事務次官

山 中 伸 一

(印影印刷)

学校教育法施行令の一部改正について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定され、平成25年8月26日付けをもって政令第244号として公布されました。その改正の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処くださるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、改正の趣旨及び内容等について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下「報告」という。）において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものである

こと。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

第2 改正の内容

視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。）の就学に関する手続について、以下の規定の整備を行うこと。

1 就学先を決定する仕組みの改正（第5条及び第11条関係）

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

2 障害の状態等の変化を踏まえた転学（第6条の3及び第12条の2関係）

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと。

3 視覚障害者等による区域外就学等（第9条、第10条、第17条及び第18条関係）

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

また、視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第18条の2関係）

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する

者の意見を聴くものとする。

5 施行期日（附則関係）

改正令は、平成 25 年 9 月 1 日から施行すること。

第 3 留意事項

- 1 平成 23 年 7 月に改正された障害者基本法第 16 条においては、障害者の教育に関する以下の規定が置かれているところであり、障害のある児童生徒等の就学に関する手続については、これらの規定を踏まえて対応する必要があること。特に、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取は、市町村の教育委員会において、当該視覚障害者等が認定特別支援学校就学者に当たるかどうかを判断する前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

【参考：障害者基本法（抄）】

（教育）

第 16 条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

- 2 以上のほか、障害のある児童生徒等の就学に関する手続に関しては、報告において、「現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。」との提言がなされており、この点についても留意する必要があること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課企画調査係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話：03-5253-4111（内線）3193

FAX：03-6734-3737

E-mail：tokubetu@mext.go.jp

第 1 2 号議案

島原市学校事務共同実施連絡協議会運営要綱の一部を改正する要綱

島原市学校事務共同実施連絡協議会運営要綱（平成 2 2 年島原市学校事務共同実施連絡協議会運営要綱）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「年 2 回」を「年 1 回」に改める。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日 提出

島原市教育委員会

教育長 森 本 和 孝

提案理由

島原市学校事務共同実施連絡協議会の開催回数を改正しようとするものである。

島原市学校事務共同実施連絡協議会運営要綱の改正について（案）新旧対照表

改 正 後	改 正 前	解 説 及 び 資 料
（会議及び協議事項） 第 5 条 略 2 連絡協議会は、原則<u>年 1 回</u>開催する。但し、会長が必要と認める場合は、特別に開催できる。	（会議及び協議事項） 第 5 条 略 2 連絡協議会は、原則<u>年 2 回</u>開催する。但し、会長が必要と認める場合は、特別に開催できる。	

島原市学校事務共同実施連絡協議会運営要綱

島原市教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、島原市立小中学校共同実施室組織運営要綱第7条第2項の規程に基づき、島原市学校事務共同実施連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 連絡協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 教育長
- (2) 教育総務課の課長及び担当職員
- (3) 学校教育課の課長及び担当職員
- (4) 共同実施推進室長
- (5) 各共同実施室の拠点校の校長（以下「拠点校長」という。）
- (6) 各共同実施室の室長（以下「室長」という。）
- (7) 島原市校長会長
- (8) 島原市教頭会長及び事務職員部会の代表者

(会長、副会長及び事務局長)

第3条 連絡協議会に、会長・副会長及び事務局長を置く。

- 2 会長は、教育長をもって充てる。
- 3 副会長は、島原市校長会長をもって充てる。
- 4 事務局長は、共同実施推進室長をもって充てる。

(会長、副会長及び事務局長の職務)

第4条 会長は、連絡協議会を代表し、その円滑な運営を図る。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 事務局長は、連絡協議会の円滑な運営に努めるとともに、関係者同士の連絡調整を図る。

(会議及び協議事項)

第5条 連絡協議会は、会長が招集し、次の事項について協議する。

- (1) 共同実施により効率化・集中化が図られる事務・業務に関すること
 - (2) 共同実施推進室及び共同実施室による学校管理運営全般の支援に関すること
 - (3) 共同実施推進室及び共同実施室の整備・充実にに関すること
 - (4) 市教育委員会及び長崎県教育委員会との連携等に関すること
 - (5) その他、事務処理の効率化等に関すること
- 2 連絡協議会は、**原則年1回**開催する。但し、会長が必要と認める場合は、特別に開催できる。
 - 3 連絡協議会は、あらかじめ会長が承認した議事内容を、事務局長が提案し協議す

る。

- 4 会長は、特に必要があるときは、第2条の規定にない者を招集することができる。

(地区別協議会)

第6条 各共同実施室の円滑な運営を図るため、地区ごとに地区別協議会を設置する。

- 2 地区別協議会は、地区内すべての校長及び事務職員で構成する。

- 3 地区別協議会は、拠点校長が招集し、次の事項について協議する。

- (1) 連絡協議会における協議事項等に関すること

- (2) 地区の実情に応じた共同実施の推進に関すること

- (3) 市教育委員会及び共同実施推進室との連携等に関すること

- (4) その他、事務処理の効率化等に関すること

- 4 地区別協議会は、学期に1回程度開催し、その企画運営は、拠点校長及び室長が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、連絡協議会で協議し、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(平成26年2月10日制定)

この要綱は、制定の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

島 原 市 教 育 委 員 会

議案集（追加提出分）

第13号議案 平成31年度島原市立小中学校教職員人事異動の
内申について

平成31年2月22日 定例会